

# 郵政研究所月報

2000 . 10



何のための研究？

白井 太

信託と信託商品の特徴

山本 和尋

地域通信市場の競争促進について  
- アメリカの取り組みにみる地域競争の促進 -

高地 晴子

ていばーく所蔵資料紹介

## 東宮御婚儀祝典記念切手シート（不発行切手シート）



東宮御婚儀祝典記念切手は、大正12年11月に行われる昭和天皇（当時皇太子）の御婚儀を祝して国内用の1銭5厘と3銭、外国用の8銭と20銭の4種類が発行される予定でした。

ところが、9月に関東大震災が発生し、大蔵省の印刷工場や逓信省の切手倉庫が焼失して完成していた切手も原版もすべて灰となってしまう、御婚儀の式典も翌年に延期されることとなったため、この切手の発行は中止されました。

しかし、震災前に南洋諸島に送られていた切手は焼失をまぬがれ東京に返送されたので、逓信省はこれを記念帳として桐箱に納め皇室に献上し、残部を後世に伝うべき資料として関係者に配布しました。

切手の図案は逓信博物館において作成したもので、意匠は樋畑雪湖が選定し吉田豊が描きました。1銭5厘と3銭が霞ヶ浦からみた筑波山、8銭と20銭が東宮仮御所霞ヶ浦離宮の前景となっています。

当館には4種類とも完全シートで保存されています。写真は20銭シートです。

（表紙解説）

東海道五拾三次之内 戸塚 元町別道

戸塚宿の入口、元吉田町あたりの風景と思われる。からじりうま軽尻馬から「こめや」という茶屋の腰掛に下りる旅人がユーモラスに描かれている。茶屋の軒下には大山講中など講札が並んでいる。吉田橋のたもとに「左りかまくら道」と書かれた道標があるが、ここから鎌倉へ通じる別道があった。

## 目 次

### 巻 頭 言

何のための研究？ .....	2
通信・放送機構理事長	白井 太

### 調査研究論文

信託と信託商品の特徴 .....	4
第三経営経済研究部研究官	山本 和尋
地域通信市場の競争促進について アメリカの取り組みにみる地域競争の促進 .....	19
前通信経済研究部主任研究官	高地 晴子

月例経済・金融概観 .....	34
	第三経営経済研究部

### トピックス

邦銀のBIS比率をめぐる最近の状況 .....	47
前第二経営経済研究部研究官	奥田 健一
電子商取引とコンビニエンスストア、郵便局 .....	54
通信経済研究部研究官	平野 純夫

郵政研究所通信 .....	61
---------------	----

本誌に個人名で発表・掲載する研究内容や意見は執筆者個人に属し、郵政省あるいは郵政研究所の公式見解を示すものではない。

## 巻頭言

### 何のための研究？

通信・放送機構理事長 白井 太

---

来年4月になるといわゆる“コッケン”と呼ばれる主に自然科学系の国立の研究所のほとんどが独立行政法人に移行する。一連の行政改革の一環として行われるもので、一口に言えば研究業務の効率化がその狙いである。またこれと併せて学問の府である国立大学の独立行政法人化についても具体的な検討が進められている。

これらの動きに対しては、研究というものの性格上効率化には必ずしもなじまないものもあるのではないかという異論を唱える向きもないではない。たしかに実用化などを主な目的とするものと、これとは無縁の基礎的な研究（純粋に学問的な研究）とをすべてひとくくりにして論ずるのもどうかという気がしないでもないが、しかし一般論として言えば貴重な国の予算を使って行う研究や学問である以上、ムダがあってよいはずもなく、目的に沿った効率性が求められることもまた止むを得ないことと言わねばなるまい。

純粋に科学的な研究は別にして、ただ単に“事実を究める”ということだけでは世間が納得しない学問も少なくない。その一例が経済学だ。現在の我が国の経済はバブルの破裂の後遺症から未だに立ち上がれず、金融不安も完全になくなったとは言いきれない状況にある。大学にも金融機関にもエコノミストと呼ばれる経済学を究めた人はゴマンといるのに、経済活動の暴走をくい止めることができなかったことは厳然たる事実である。

今日のような“金融危機”を背景に第2次金融工学ブームが到来しつつあるという。いくつかの有力な大学の理工系部門で金融工学のコースが設けられているという。自然科学とか人文科学とかいう従来の枠を越えた総合的なアプローチがなされるということでは心強い限りだが、しかしノーベル経済学賞の受賞者を共同経営者にしたアメリカのヘッジファンドが破綻したくらいだから、学問や研究にはやはり限界があるということかも知れない。

研究がかなり進んだ経済分野とは逆に、研究がほとんどなされていないと言っても



---

よいような領域があることに最近気づいた。少年非行に関するものである。何らかの理由でキレて人を殺してしまうという少年による極端な事件がこのところたて続けに何件も起きた。問題はこのような事態をどうしたら防ぐことができるのかの処方箋を書ける人が誰もいないということである。育った環境とか社会の風潮とかを事件の背景として解説する評論は実に多い。が、眼前の危険をどうやって防ぐのかという解決策を示せる人がいない。事前に異常を感じた保護者が、学校の教師、カウンセラー、警察、精神科医等に何度も足を運んだにもかかわらず具体的手だてを教えてくれたところはどこにもなかった。このような少年の持つ人格障害は病気ではなく、“精神科の治療対象ではない”のだそうだ。となると心理学か教育学の領域の話かということになるがこちらの方も具体的な手だてを示したという話を聞いたことがない。残るのは宗教かということになってしまうのかも知れないが、要するにいつキレるかも知れない少年が目の前にいるとき具体的にどのような手段を講ずればよいのか誰もわからないということである。それこそ一日も早い学際的な研究が求められている緊急のテーマだと思うのだが。

実社会での効用とか応用ばかりを考えて研究をするというのは本筋ではないと言われればそれまでだが、研究自体が目的というわけではないのだから、研究に携わる人も時には自分の行っている研究の目的とか、研究に寄せる世間の期待が何かということについて、立ち止まって振り返ってみることも必要なのではないかと思うのである。

## 信託と信託商品の特徴

第三経営経済研究部研究官 山本 和尋

### [ 要約 ]

信託の定義は、「財産権を有するもの（委託者）が法律行為（信託契約や遺言などの信託行為）によって相手方（受託者）に財産権（信託財産）の移転その他の処分をなし、相手方をしてその財産権につき一定の目的（信託目的）に従って、委託者本人または他の第三者（受益者）のために、管理・処分をなさせるところに成立する法律行為」である。信託の特徴としては、①財産権を移転すること、②信託財産の管理・処分権は受託者に帰属すること、③信託財産に独立性があること、④信託財産には物上代位性があること、⑤信託財産から生じた収益に対する課税については、実質所得者課税の原則が適用されること、⑥委託者の名前が表面に出ない「匿名性」の側面を持つこと、などである。

信託商品は、これらの信託の特徴を生かした商品であり、社会経済的なニーズを受けてさまざまな商品が提供されてきており、新しい信託商品も登場している。信託商品の特徴は、①信託拠出することにより特定の資産を全体の資産から切り離すことができる、②受託者の専門的な財産管理能力を活用できる、③信託の基本的な仕組みをベースとしつつも、信託商品ごとに個別に法律、税制などが定められ、制度の内容が信託の利用の促進に大きく影響を与える、④財産権を信託受益権に転換し、さまざまな種類の信託受益権に分割したりすることによって、多様化する投資家のニーズに合わせた商品を提供できる、などである。

信託商品は、今後は資金流動化と資金運用のスキームとしてこれまで以上に活用されることが期待される。

### 1 はじめに

7月27日付日本経済新聞社によると、企業年金・退職金の積み立て不足を穴埋めするため保有株式を拠出する「退職給付信託」の利用企業が主要上場企業の3社に1社に広がっているという。調査対象の250社のうち86社が今後信託設定を予定しており、実際株式を拠出することを明らかに

した76社の株式の合計額は2兆7500億円に達したという。また、2000年5月に改正されたSPC法において、「特定目的信託」制度が創設され、資産流動化の手段として、従来のSPC方式に加えてあらたに信託方式が導入された。このように従来からなじみのある「貸付信託」や「特定金銭信託（いわゆる特金）」に加えて、最近新たな信託商品が登場してきている。本稿では、そもそも「信託」

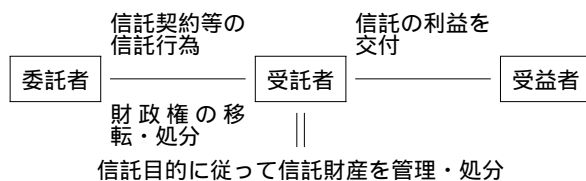
とはどのようなものなのか、その特徴を概観し、それを踏まえて従来からある代表的な信託商品と新たに登場してきた信託商品の内容について考察する。そして、金融商品としての信託商品の特徴についてまとめてみる。

## 2 信託について

### 2.1 信託とは何か

信託法第1条によれば、信託は「財産権の移転その他の処分を為し他人をして一定の目的に従い財産の管理又は処分を為さしむるを謂う」と規定されている。一般的な解釈では、信託法で定められている信託の概念は、「財産権を有するもの(委託者)が法律行為(信託契約や遺言などの信託行為)によって相手方(受託者)に財産権(信託財産)の移転その他の処分をなし、相手方をしてその財産権につき一定の目的(信託目的)に従って、委託者本人または他の第三者(受益者)のために、管理・処分をなさせるところに成立する法律行為」である。

図表1 信託の基本的な仕組み



ここで、委託者とは、信託を設定し、受託者に対し一定の目的に従い財産の管理または処分をさせるため、財産権の移転その他の処分をなす者をいう。受託者とは、委託者から財産権の移転その他の処分を受け、一定の目的に従い、その財産の管理または処分をなす者をいう。受益者とは、信託行為に基づいて、信託の利益を享受する者をいう。

### 2.2 信託の特徴

#### (1) 財産権の移転

信託では財産権は委託者から受託者に移転され、受託者の名義となる。他人による財産管理制度として信託と類似した制度である「代理」や「寄託」と比較してみると、代理では財産権は本人の名義のままであり、しかも本人が財産権を占有することも多い。寄託については、財産の占有権は受託者に移転するが、所有権は移転しない。代理、寄託いずれも財産権は本人の名義のままである一方、信託は財産権が受託者の名義となるところに大きな特色がある。

#### (2) 管理・処分権の帰属

信託では管理・処分権は受託者のみに帰属し、委託者は信託財産を管理・処分できない。代理の場合は、本人・代理人ともに管理・処分権を有する。寄託の場合は、受託者は財産の占有権を有するに過ぎず、寄託物の保管につき、管理・処分をなすべき権利も義務もない。なお、信託においては、信託財産を管理・処分した結果生じた第三者との間の権利・義務は、受託者に帰属し、委託者または受益者に直接帰属しない。財産の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、信託では名義人である受託者が第三者に対して損害賠償責任を負う(信託財産または受益者に求償できる)のに対して、代理では、代理人ではなく本人が責任を負う。

#### (3) 信託財産の独立性

信託財産は受託者名義となるが、実質的には受託者の固有の財産とは別個のものであり、受託者個人の財産(固有財産)および他の信託財産とは分別して管理する必要がある。信託目的に従って管理・処分すべき独立した財産であるからである。このような信託財産の特性を「信託財産の独立性」という。これに基づき、信託法では次の規

定が定められている。

#### ① 相続の制限

信託財産は受託者の相続財産に属さない。

#### ② 強制執行及び競売の制限

信託財産に対しては、受託者個人の債権者や受託者の名義に属する他の信託財産の債権者は、強制執行・仮差押・仮処分または競売を行うことができない。もし行われた場合は、委託者、その相続人、受益者または受託者は異議を主張することができる。ただし、次の場合を除く。ア．信託の設定される以前の原因に基づく権利（例えば、信託の設定前から設定されている抵当権）。イ．信託事務の処理につき生じた権利（例えば、信託財産を修理した場合の修理費）。

#### ③ 相殺の制限

信託財産に属する債権とその信託財産に属しない債務とは相殺できない。これを認めると信託財産に不利益となるからである。

#### ④ 混同の制限

信託財産が「所有権以外の権利」である場合に、混合によって消滅しない。例えば、信託財産が地上権である場合、受託者がその目的である所有権を取得しても、その権利は混同により消滅しない。

#### ⑤ 添付の規定の適用

信託財産は添付に関しても独立の地位を保ち、民法の添付の規定を準用している。

### (4) 信託財産の物上代位性

信託財産の管理・処分・滅失・毀損・その他の事由により受託者が得た財産は、信託財産に属する。例えば、信託財産たる家屋を修繕した場合の修繕部分、信託財産たる金銭を貸し付けて得た元利金債権、金銭債権を担保するために取得した担保権、信託財産たる家屋が焼失した場合の保険金、受託者が管理の失当等につき填補した金銭など積極財産に限らず消極財産も信託財産の代位物と

なる。

### (5) 実質所得者課税の原則

信託財産はもっぱら受益者のために信託目的にしたがって管理・運用・処分され、その結果生じた収益はすべて受益者が享受することから、信託期間中に信託財産から生じた収益については、原則として受益者がその信託財産を有するものとみなして課税関係が処理される。そもそも信託の税制については次の2つの考え方がある。1つは、信託財産を独立の課税主体とみる考え方であり、信託財産から生じた収益については、信託財産自体に帰属すると考えるものである。これは「信託実体論」と呼ばれる考え方である。もう1つは、信託を受益者に所得を分配するパイプ（導管体）にすぎないものとみなし、信託財産から生じた収益については、受益者または受託者のいずれかに対し課税すればよいとするものであり、「信託導管理論」と呼ばれる。わが国の基本的な考え方は信託導管理論の立場であり、信託財産自体を独立の課税主体とは認めていない。所得税法および法人税法は、受益者が信託財産を有するものとして、実質所得者課税の原則（受益者課税）を適用している。信託財産から生じた収益については、受益者が特定していれば受益者が、受益者が特定していないとき、または存在しないときには委託者が課税主体となる。しかしながら、この原則には例外がある。信託はあらゆる財産権を目的物とすることができるため、信託の種類も多岐にわたる。このため、信託にかかわる税体系をひとまとめにすることが実務的に不可能であり、また税の公平上などの観点からも不具合が生じるケースが多い。あらゆる信託を想定した立法は不可能であるから、税法では基本的な課税方法を定め、具体的には個別の解釈に委ねられている部分が多いのが実情である。新しい信託スキームが考案される場合、そ



の信託にかかわる課税をどう解釈するかなど、税制を巡っては単純明快な回答を得ることが困難であり、その都度税務当局等の個別の判断に委ねられる場合が多い。

## (6) 匿名性

信託財産は受託者名義であるから、信託財産の運用を行う際には当然のことながら、受託者の名のもとに行われることとなる。このため、信託財産の実質的な所有者である委託者や受益者の名前が表面的に現れることがない。例えば、有価証券の信託のケースでは、委託者や受益者が、その有価証券の発行企業の意向に配慮する必要がある場合でも、売買の執行は受託者名義で行われ、委託者や受益者の名前が表面に出ないため、比較的自由に売買取引ができる。

## 2.3 営業信託と非営業信託

営業信託とは、受託者が営業として引き受ける信託のことで、商事信託ともいう。これに対し受託者が営業として受託する場合以外の信託を非営業信託または民事信託という。わが国の信託法では、非営業信託の受託者は特約がない限り信託報酬を受け取ることができない。なお、わが国では非営業信託はほとんど行われていないとの見方が一般的である。

信託法第1条では信託財産を「財産権」と規定しており、基本的には財産的な価値を有するものであれば信託財産の対象となれるが、営業信託については、信託業法第4条により、信託の引受ができる財産を次の6種類に制限している。すなわち、①金銭、②有価証券、③金銭債権、④動産、⑤土地およびその定着物、⑥地上権および土地の賃借権の6種類である。この制限は、受託者が、自ら有する財産管理能力を超えた信託の引受をする可能性を排除することにより、受託者の財産管

理能力不足から受益者が不利益を蒙ることを防止するためのものである。立法当時は、この6種類以外の財産に対する受託者の管理能力に問題があったのである。

## 3 信託商品

信託には信託固有の特徴があり、信託のスキームを使うことにより、様々なメリットを享受することができる。社会経済状況のニーズに合わせる形で、信託は様々な商品を提供し、わが国の発展に大きく貢献してきた。ここでは、信託銀行が取り扱ってきた信託商品である貸付信託と金銭債権の信託を取り上げ、その商品が生み出された背景を、信託の持つ特徴を踏まえながら考察する。

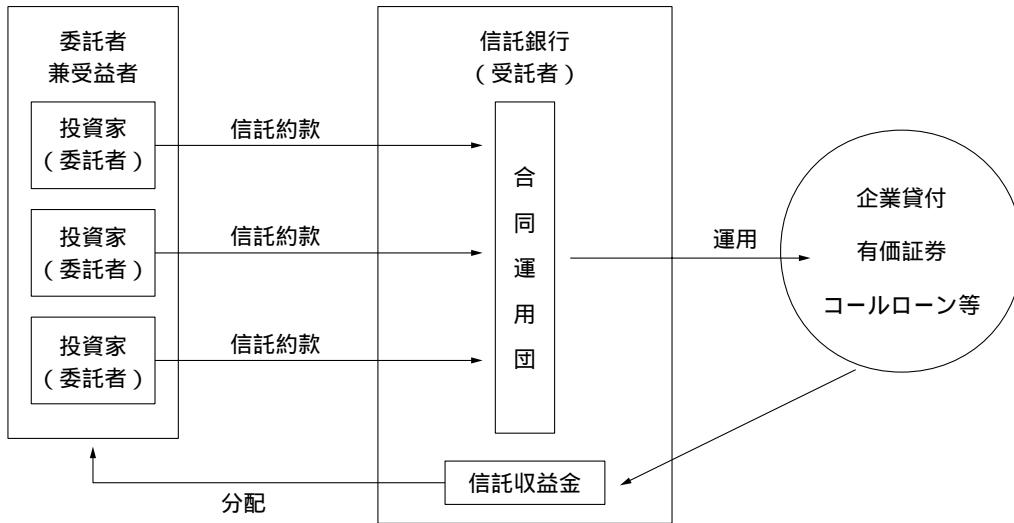
### 3.1 貸付信託

#### (1) 貸付信託とは

貸付信託は、昭和27年6月に公布・施行された貸付信託法によって誕生した信託商品である。貸付信託法第2条によれば、貸付信託とは、「一個の信託約款に基いて、受託者が多数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、主として貸付又は手形割引の方法により、合同して運用する金銭信託であって、当該信託契約に係る受益権を受益証券によって表示するもの」とされている。

貸付信託は、合同運用指定金銭信託の一種である。「合同運用」とは、信託財産を他の委託者の信託財産と合同して管理・運用することをいう。そもそも信託財産は受託者の固有財産や他の委託者の信託財産とは分別して管理・運用しなければならないという信託財産の独立性の原則があり、合同運用は信託財産の独立性に相反するものである。しかしながら、信託法第28条の但書きは、信託財産たる「金銭」については、計算を明確にしておけば、他の信託財産と合同で運用できると規

図表2 貸付信託のスキーム



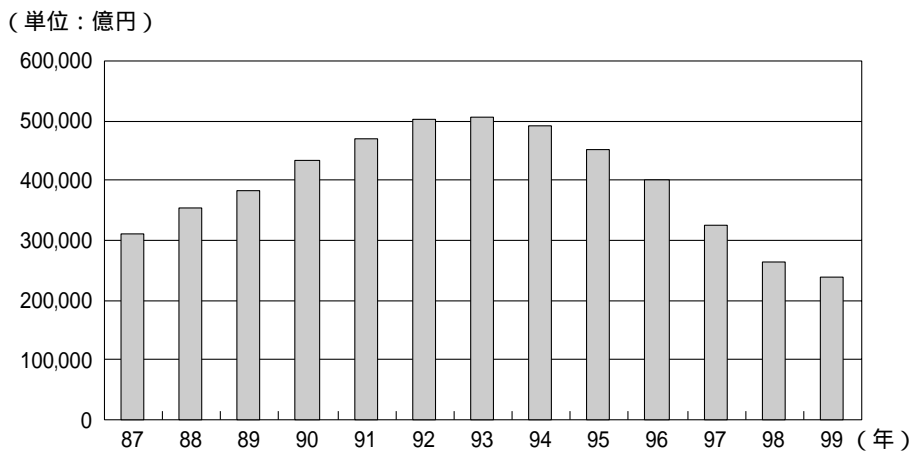
定している。指定金銭信託の「指定」とは、信託財産の運用方法を示すもので、信託財産たる金銭の運用対象が財産の種類で定められているものをいう。指定の方法は、例えば「貸付金・割引手形・株式」というように概括的なものにとどまっております。運用対象を具体化するのは受託者が行う。運用方法には「指定」のほかに「特定」と「無指定」がある。特定金銭信託は、運用対象が特定されたものである。例えば、運用対象が株式であれば、銘柄・株数・買入値段などが具体的に定めら

れる必要がある。「無指定」は、運用対象が指定も特定もされていないものである。

(2) 貸付信託の特徴

貸付信託の主な特徴は、次の3点である。①信託約款、信託財産の運用計画、受益証券の発行計画およびその変更については、あらかじめ大蔵大臣の承認を得なければならない（貸付信託法第3条、第4条、第5条）とされており、当局による規制が課せられている、②元本補填の契約である、

図表3 貸付信託の残高の推移



(注) 残高は信託元本。データは年度末。99年は9月末。  
(出所) 信託協会

③受託者による受益証券の買取制度がある、などである。上記のいずれも投資家保護を図るものであり、一般投資家が容易に貸付信託に投資ができることを目的としたものである。

元本補填契約は、信託契約では原則的には認められていない。信託法第19条では、「受託者が信託行為により受益者に対して負担する債務については信託財産の限度においてのみその履行の責に任ず」としており、受託者の有限責任を規定している。受託者による管理の失当や信託違反行為など受託者に帰すべき事由がなければ、たとえ信託財産に損失が生じても、その損失はすべて受益者に帰属し、受託者は自己の固有の財産をもって、信託財産の損失を補填する必要はない。しかし、例外規定として信託業法第9条では、運用方法を特定しない金銭信託、すなわち指定金銭信託及び無指定金銭信託については元本補填契約を認めている。貸付信託は、指定金銭信託の一種であり、信託約款で元本補填である旨が明示されている。

また、貸付信託には受託者による受益証券の買取制度がある。受益証券が発行の日から1年以上経過している場合、受託者はその固有財産をもって時価により受益証券を買い取ることができる。これは、一般投資家の信託契約期間中における中途解約ニーズに応えるものである。この場合、受託者の利益享受の制限を定めた信託法第9条の規定に抵触する恐れがあるが、貸付信託法第11条で買取制度を認める旨を明示している。

### (3) 貸付信託の意義

貸付信託法の第1条では、国民経済の健全な発展に必要な分野に対する長期資金の円滑な供給に資することが、この法律の目的であると規定されている。この規定は昭和46年に改正されたものである。昭和27年にこの法律が施行された時は、第二次世界大戦後の復興需要に応えるために資源の

開発やその他緊要な産業に対する長期安定資金を円滑に供給することが目的であった。我が国の産業の育成をはかる上で、貸付信託の役割に大きな期待が持たれていたことが窺える。当時、広く一般投資家から長期的に安定した資金を吸収する必要があったという事情から、元本補填契約や買取制度などの投資家保護を明確にしたのである。実際、貸付信託は、受益者保護に配慮した商品性が受けて、個人の長期貯蓄手段として急速に浸透するとともに、国民経済の健全な発展に必要な分野への資金供給手段として大きな役割を果たしたのである。また、従来 of 信託法や信託業法を補う形で、金銭信託の一種である貸付信託の位置付けを明確にした貸付信託法を制定したことの意義は大きい。

## 3.2 金銭債権の信託

### (1) 金銭債権の信託とは

金銭債権の信託とは、金銭債権の管理・処分を目的として、委託者（金銭債権の債権者）が金銭債権を受託者に信託するものである。金銭債権の名義上の債権者が受託者たる信託銀行となるため、信託銀行が金銭債権の取立・保全等を行い、その取立代金を受益者に交付するものである。金銭債権の種類については特に定めがなく、様々な種類の金銭債権が信託財産となりうる。例えば、金融機関等の貸付債権を信託する一般貸付債権信託、リース債権やクレジット債権等を信託する特定債権信託、売掛債権を信託する売掛債権信託などがある。金銭債権の信託は、近年様々な形態をとって広く利用されるようになってきている。そのなかでも住宅ローン債権信託の役割が大きいと思われる。

### (2) 住宅ローン債権の信託

#### ① 住宅ローン債権信託とは

住宅ローン債権信託とは、住宅ローンの債権者が信託銀行に自己の保有する多数の住宅ローン債権をまとめて信託するものである。住宅ローンの債権者は委託者兼受益者である。この信託の最大の目的は、委託者が信託のスキームを利用することによって、住宅ローン債権を信託受益権に転換し、その信託受益権を第三者に売却することにある。すなわち、委託者の資金調達を目的としたものである。

② 取扱いが開始された背景

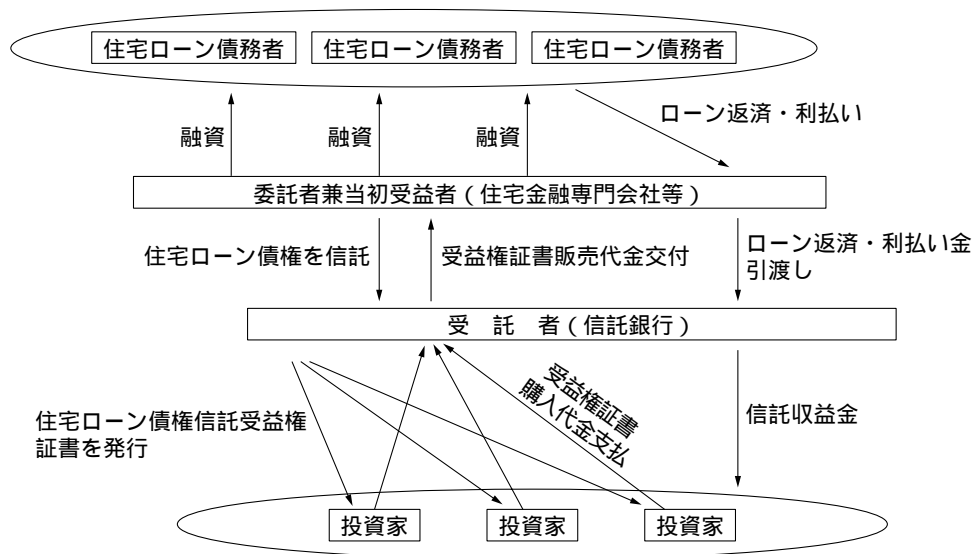
住宅ローン債権信託は昭和48年6月に取扱いが開始された。高度成長によって国民の所得水準が向上し、住宅に対するニーズが増大していた頃である。住宅に対する国民のニーズとともに、住宅ローンに対するニーズも高まったことから、昭和46年から金融機関を母体とした住宅金融専門会社が相次いで設立された。住宅金融専門会社の貸出金の調達は、母体銀行などの金融機関からの借入により行われていたが、住宅ローンニーズの高まりにより、金融機関からの借入だけでは、住宅金融専門会社の資金調達が十分に行われない場面があった。また、住宅ローンという長期の固定金利

ローンの原資として、長期の資金調達手段を必要としていた。こうしたことから、住宅金融専門会社の資金調達手段としての住宅ローン債権信託に対するニーズが高まり、昭和48年に取扱いが始まったのである。住宅ローン債権信託は、昭和63年にそれまで住宅金融専門会社に限定されていた委託者の範囲を「銀行その他の金融機関または住宅金融専門会社」に拡大するなどの商品改正を経て、平成9年には住宅ローン債権に限定しない一般的な金融機関の貸付債権を信託財産とする「一般貸付債権信託」に一本化された。

(3) 一般貸付債権信託

一般貸付債権信託は、債権者である金融機関が一般貸付債権を信託財産として、信託銀行に信託するものである。その主な目的は、金融機関の自己資本比率の向上である。昭和63年に住宅ローン債権信託の商品性が見直され、委託者の範囲が住宅金融専門会社から一般の金融機関に拡大されたことはすでに述べた。この見直しは次の課題を解決するために考えられた。当時、金融機関の自己資本比率を国際統一基準に合わせる必要があり、

図表4 住宅ローン債権信託のスキーム



金融機関の自己資本比率の改善が大きな課題となっていた。自己資本比率を改善するためには、分子の自己資本を増強するか、分母の資産を圧縮するか、あるいはその両方を行う必要がある。分母の資産の1つである住宅ローンについて、信託のスキームを使うことによって、バランスシートから資産を切り離し、自己資本比率の改善が図れるように商品性が見直されたのである。その後、住宅ローン債権に限定せず、他の一般的な貸付債権についても、信託のスキームを使うことにより自己資本比率を改善できるような方法が検討され、平成4年に一般貸付債権信託の取扱いが開始されるようになった。

#### (4) 金銭債権の信託の意義

以上のように住宅ローン債権信託は、国民的な住宅ローンニーズの高まりを受け、資金調達に窮していた住宅金融専門会社への資金供給を主な目的としていた。また、一般貸付債権信託は、金融機関の自己資本比率の向上を主な目的としていた。これらの目的を達成するには、信託スキームを使わずに、委託者の所有している金銭債権そのものを第三者に売却（譲渡）するという方法も考えられる。実際、一般貸付債権信託が取扱いを開始する前は、委託者が一般貸付債権を第三者に譲渡する方法（以下譲渡方式）が行われていた。しかし、譲渡方式では、当該貸付債権に対する売り手と買い手の条件がマッチする必要がある、これが取引成立を困難にしている。これに対し、信託方式は、①貸付債権という財産権を信託受益権という形態に転換することができ、貸付債権を購入する第三者は投資を行いやすい。②貸付債権を小口に分割することは容易ではないが、信託受益権については投資家の購入しやすい金額に分割することが比較的容易にできる。また、③いくつかの貸付債権をまとめて信託財産とすることができることから、

譲渡方式よりも取引が成立しやすい。金銭債権の信託はこの特徴を生かし、資金調達や自己資本比率の向上などの目的を達成するための手段として大いに活用されている。

## 4 新しい信託商品

貸付信託や住宅ローン債権信託が誕生した背景には、その時々々の社会経済情勢が大きく影響していた。必要な産業に対する長期的に安定した資金の供給や国民的な住宅ローンニーズの高まりなどの社会の要請に対し、信託の持つ便利な機能を活用する形で、新しい信託商品が登場したのである。そして、社会経済的な目的を達成する上で、従来の法体系や監督当局の規制の中では信託の機能を十分に発揮できない場合には、新しい法律の制定や当局の通達の整備などが行われ、信託の発展を下支えした。

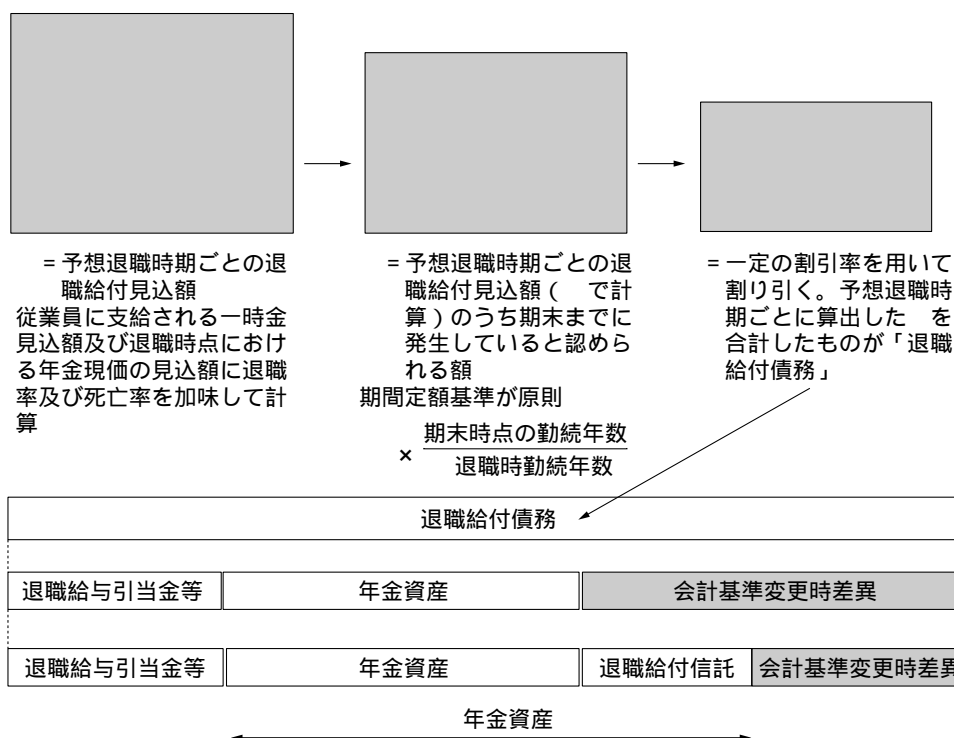
今後も社会経済的なニーズに応える手段としての信託のスキームが活用される場面があると思われる。最近では、退職給付に係る会計基準が変更されることに伴って発生する企業の退職給付債務を圧縮する手段としての「退職給付信託」、企業の持つ売掛債権を期日前に現金化するためのスキームとしての「売掛債権信託」などが話題に上がることが多い。

### 4.1 退職給付信託

#### (1) 退職給付信託とは

2001年3月期より、会計制度の変更が行われ、企業が抱える「退職給付債務」の開示が義務付けられるようになる。退職給付債務とは、従業員に対して将来給付されるべき退職給付見込額のうち、会計基準が変更となる時点、すなわち退職給付会計基準の適用初年度の期首においてすでに発生していると認められる金額であり、合理的な計算に基づいて算出されるものである。将来の退職給付

図表5 会計基準変更時差異の圧縮



のために企業が拠出している「年金資産」を「退職給付債務」から控除し、さらに「従来の会計基準により計上された退職給与引当金等」を差し引いたものが積立不足額であり、「会計基準変更時差異」という。昨今の低金利を反映して、年金資産の評価額が、将来の退職給付の準備としては十分でなく、積立不足が生じている企業は数多い。

退職給付信託とは、企業が保有する有価証券などの資産を退職給付目的に信託財産として信託設定することである。退職給付信託は年金制度に対する拠出金ではないが、企業会計上は「年金資産」として認められる。これにより、「会計基準変更時差異」を圧縮することができる。会計基準変更時差異は、15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理しなければならない。このため会計基準変更時差異が大きいと将来の每期毎期の費用負担も大きくなり、利益の圧迫要因となってしまう。退職給付信託を設定すれば、会計基準変更時差異が圧縮され、将来の償却負担を軽減するこ

とができる。退職給付信託の大きなポイントは、信託財産として設定される資産を、企業会計上の「年金資産」とみなすことができる点である。

## (2) 退職給付信託の意義

企業が退職給付信託を活用することのメリットは、①退職給付信託を利用せず、積立不足を埋め合わせようとする場合、保有している有価証券などを売却・現金化する必要がある、もし大量に売却することとなれば、市場への影響が大きく、マーケット・インパクトなどのコストがかかる、②取引関係上売却が困難で資産効率の良くない、いわゆる持合株式を信託財産として設定することで、持合株式の有効活用をすることができる。信託設定しても、議決権は留保でき、引き続き株式発行会社との関係を維持できる、③会計基準の変更に伴いオンバランス化される年金債務を圧縮できることなどからROAなどの財務指標を改善できる、④将来負担する会計基準変更時差異の償却

額を軽減できる、といった点が挙げられる。

退職給付信託は、企業が保有する持合株式を活用して、年金資産の積み立て不足を圧縮するための一時的な制度という意味合いが強い。会計基準変更時差異は新会計基準の適用初年度の期首で算定することになっているため、退職給付信託の設定は適用初年度の期首までに行わなければならないが、実務上の手続きを考慮して、適用初年度の期首日から6か月経過する日より前に信託設定した場合には、適用初年度の期首に信託設定したものとみなすことができる。6か月を経過した後に信託設定した場合は、会計基準変更時差異を圧縮することはできない。例えば、3月期決算の企業の場合、会計基準変更時差異を圧縮するためには、2001年9月末までに信託設定を行わなければならない。このように退職給付信託は、退職給付に係る会計基準の変更に伴って発生する「会計基準変更時差異」を、速やかに費用処理することにより、従業員への退職給付について十分な支払準備を行うことを目的として、一時的に利用される特殊な

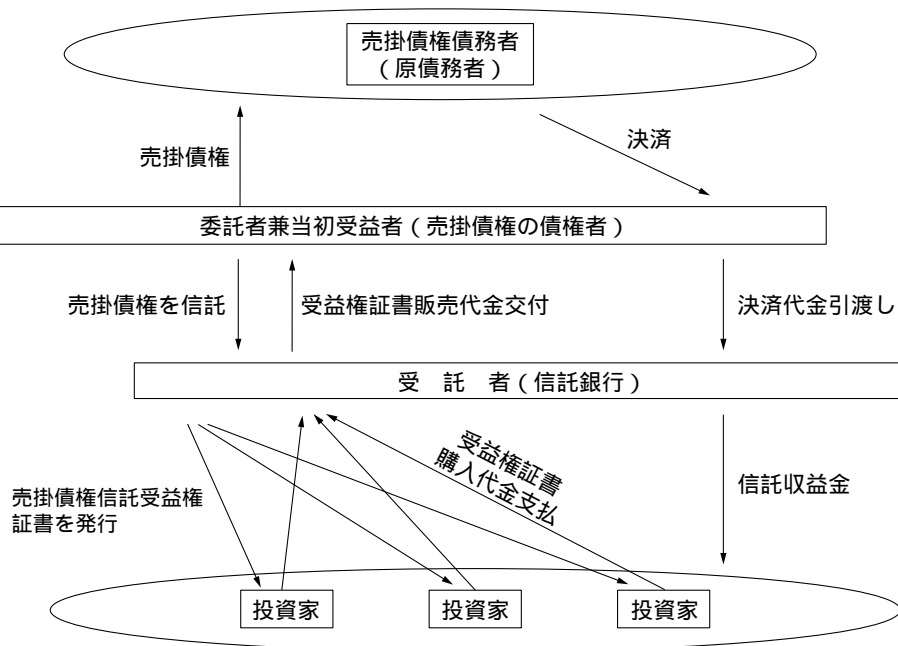
信託商品である。退職給付信託は、年金の積み立て不足という企業にとって重大な問題を解決するための一つの選択肢として機能している。もし、退職給付信託により信託設定される有価証券などの信託財産が企業会計上「年金資産」として認められないのであれば、退職給付信託の意義は見出せない。

## 4.2 売掛債権信託

### (1) 売掛債権信託とは

企業は製品などを取引先に販売しても、すぐに代金を回収するわけではなく、販売先に対する売掛債権や手形債権を保有するというケースが多い。企業は債権の期日が到来するまでは代金の回収ができず、資金効率はよくない。代金の回収が遅れ、その分運転資金が不足し、銀行借入の必要が生じることもある。売掛債権信託は、企業が売掛債権という金銭債権を信託財産として信託設定するものである。受託した信託銀行が売掛債権を信託受益権として投資家に販売し、それによって得た

図表6 売掛債権信託のスキーム



資金を委託者たる企業に交付することで、企業は売掛債権の代金回収を行うことができる。

## (2) 売掛債権信託の意義

この信託の大きな狙いは、委託者が保有する金銭債権を裏付けに資金を調達することである。委託者である企業の信用力を裏付けとして資金調達するのではなく、売掛債権という資産の信用を背景に資金調達することができるため、低利な資金調達が可能となる。例えば、委託者である企業の信用力が小さく、銀行融資など一般の資金調達では金利の上乗せを要求される場合でも、信用力の高い優良企業などを債務者とする売掛債権を保有していれば、売掛債権信託を利用することで、より有利な資金調達が可能になる。

また、委託者は信託設定した売掛債権の信託受益権を売却するため、売掛債権をバランスシートから除外することができる（ただし、委託者が信託受益権の買い戻し義務を行わないことなどが条件となる）。このオフバランス化により、ROAや自己資本比率などの財務比率が改善できるのである。

売掛債権を信託受益権化し、分割して金額を小口化するとともに、委託者自身の信用力ではなく、委託者の保有資産に対する信用力に基づいた資産に転換できることは、信託の大きな特徴である。なお、企業が保有している資産のうち、信託業法第4条が信託財産として認めている財産（①金銭、②有価証券、③金銭債権、④動産、⑤土地およびその定着物、⑥地上権および土地の賃借権の6種類）に該当する資産であれば、その資産を信託設定することにより資金調達ができる。最近、話題になることが多い「不動産の証券化」は不動産が生み出す将来的なキャッシュフローや資産価値を裏付けに信託受益権を発行して資金調達するものである。

昨今、市場が企業を評価する際に、ROAや自己資本比率などの財務比率を重視する傾向が一段と強まっている。財務比率に問題があると評価されれば、資金調達に支障が生じることもある。このため、企業の財務比率に対する関心は非常に高い。信託の活用により調達した資金を、自社が得意とする収益率の高い事業分野に重点的に配分したり、負債の圧縮に充当するなどすれば、財務比率の向上が図れる。売掛債権信託、手形債権信託などの信託商品は、財務比率の向上を望む企業の要請に応えるものとして活用されている。

## 5 信託商品の特徴

信託商品は、その時々为社会経済的な要請に基づき、何らかの目的を達成するための手段として発展してきた。この目的を達成するために、信託商品は信託本来の理念や制度を基礎にして、使い勝手がよくなるように商品毎に法律などを通じて独自のスキームが与えられて発展してきた。以下、信託本来の特徴をベースにしなが、形を変えて発展してきた信託商品の持つ特徴をまとめてみる。

### 5.1 特定の財産の分離

信託は財産の所有権を受託者に移転し、信託財産の管理・処分を受託者に行わせる。また、信託財産には、他の財産とは明確に区分されるように独立性が確保されている。これらのことから、委託者の保有する財産のうち、特別な管理・処分を必要とする特定の財産を、その他の財産から分離する上で、信託のスキームは非常に有効である。特定の財産を他の財産から分離する目的には様々なものがある。

財産を特定の目的のためだけに処分する場合、他の財産とは分離して管理する必要がある。企業が従業員の退職金や年金の支払・給付を将来的に行う目的で財産を拠出する年金信託では、拠出さ



れた財産を企業の持つ他の固有財産からは分離して管理しなければならない。退職金や年金の支払・給付のために積み立てている財産を、借入金の返済や事業活動のための投資に流用することがあってはならないからである。企業年金制度である税制適格退職年金制度と厚生年金基金制度については、それぞれ法人税法と厚生年金法という法律で、年金信託という信託商品を1つのスキームとして規定している。先程見た退職給付信託は、年金信託とは全く別の商品であるが、退職給付信託として拠出した財産が、企業会計上の年金資産とみなされるためには、その財産が将来従業員の退職金や年金の支払・給付のために充てられることが確認できなくてはならないとされている。つまり、企業会計上年金資産とみなされる財産を企業が他に流用するのを防ぐ必要があり、企業会計上の年金資産という特定の財産を、他の財産から分離するためのスキームとして信託が使われている。

金銭債権の信託の信託受益権を、投資家に販売することで資金を調達する場合に、委託者の信用力ではなく、特定の金銭債権の生み出す収益力を裏付けとした信用力にもとづいて資金調達をするためには、特定の金銭債権を他の財産から分離する必要がある。このときも信託スキームは有効に機能する。

## 5.2 受託者の専門的な能力の活用

委託者が自らの能力で財産を管理・処分するよりも、財産の運用方法等について専門的な知識やノウハウを持った受託者に財産の管理・処分を任せの方が効率的な運用が図れると期待する場合にも信託は有効である。受託者の有する専門的な能力を活用することで、委託者あるいは受益者にとって高い効用が得られる。

受託者の持つ専門的な能力としては、財産の運

用能力のほかに、財産の管理能力なども期待される。財産を運用する過程では株式の配当金や売買代金などの資金の受払いの作業が伴うが、この作業は事務的に非常に煩雑で手間がかかる。信託を活用すれば、委託者はこの事務的な作業を受託者に任せることができる。受託者たる信託銀行はこのような資金の受払いの事務的な作業についてのノウハウを持っており、コンピュータシステムの導入などにより効率的な管理を行うことができる。

受託者の専門的な能力を活用する信託商品として代表的なものは年金信託である。年金信託では、受託者が年金制度に関連する様々な業務を委託者から包括的に引き受けるものである。年金制度に関連する業務には、年金資産の管理・運用のほかに、制度設計、数理計算、所轄官庁への申請・折衝、加入者・受給者の管理、年金・一時金の支払事務等がある。これらの業務には極めて専門的なノウハウや事務処理能力が必要とされる。信託商品の中でも年金信託は、受託者の専門的な能力を活用するという意味では最も信託らしい商品といえるであろう。

信託銀行の主力商品である貸付信託は、主な運用方法が企業貸付である。投資家から見れば、貸付信託は、融資の審査という信託銀行が持つ専門的なノウハウを活用した商品といえる。

## 5.3 制度面での整備

信託商品は何らかの社会経済的な目的を達成するためのスキームとして導入されてきた側面があり、信託に関する従来の法体系や監督当局の規制の中では、目的を達成するうえで信託の機能が十分に発揮できない場合には、新しい法律の制定や当局の通達の整備などが行われてきた。そしてより社会のニーズに応えやすい信託商品が提供されてきた。信託商品は信託本来の仕組みをベースとしながらも、利用しやすいように制度面での整備

図表 7 簿価分離の明文化

法人税基本通達 6 3 3 の 2 (信託をしている有価証券)

法人が信託(金銭の信託を除く。)をしている財産のうち当該法人が有する有価証券と種類及び銘柄(以下 6 3 5 において「種類等」という。)を同じくする有価証券がある場合には、当該信託に係る有価証券と当該法人が有する有価証券とを区分しないで令第 34 条 [有価証券の評価の方法] 及び [第 38 条から第 47 条まで [有価証券の取得価格等] の規定を適用するのであるから留意する。

(注) 金銭の信託に係る有価証券には、次のようなものがある。

- (1) 合同運用信託及び証券投資信託に係る有価証券
- (2) 法第 84 条第 1 項 [退職年金等積立金の額の計算] に規定する適格退職年金契約等による信託に係る有価証券
- (3) 指定単独運用の金銭信託に係る有価証券

金銭の信託のファンドが、委託者がすでに直接保有している銘柄と同一銘柄の有価証券を購入しても、委託者がすでに保有している有価証券の簿価に影響を与えないため、機動的な運用が可能になった。投資成果の把握も容易になった。

が行われてきたのである。

貸付信託法は信託法、信託業法を一般法とする特別法の地位にあり、貸付信託は貸付信託法による特別な制度に基づいた信託商品である。貸付信託が誕生した背景には、第二次世界大戦後の復興需要に応えるために資源の開発、その他緊要な産業に対する長期安定資金を円滑に供給するという国民経済的な目的があった。この目的を達成するためには一般の投資家から幅広く資金を集める必要があり、そのために貸付信託法において投資家保護制度(貸付信託約款はあらかじめ大蔵大臣の承認が必要であることや受託者による満期前受益証券の買取制度など)が明確にされた。投資家保護が図られ、投資家が安心して貸付信託を購入することができたため、貸付信託は信託商品として広く普及することとなった。

信託の理念など信託の基本的な枠組みについては既存の信託法等に規定されている。しかしながら、既存の法体系の枠組みでは、個別の信託商品を運営するには不十分である。新しい信託商品が導入されるとき、何らかの社会経済的なニーズを満たすことを期待されており、その期待に応えるためには、制度面でのバックアップが不可欠であ

る。制度面での制約から信託のスキームを活用することのメリットが乏しければ、信託商品の発展は難しい。退職給付信託は、信託財産を企業会計上の「年金資産」とみなすという制度があればこそ商品としての意味を持つ。また、特定金銭信託については、昭和 55 年に法人税基本通達 6 3 3 の 2 により有価証券の簿価分離が認められると残高が急増した。当局による制度面の整備と信託商品の発展とは非常に密接な関係がある。

#### 5.4 権利者の数の変換

金銭債権の信託など委託者の資金調達を主な目的とした信託では、信託受益権を証券化し、第三者に売却することで資金を調達する。この時、信託受益権を小口に分割して売却すれば、実質的な権利者は分割された受益権を取得した者の数だけ存在する。また、証券投資信託は、不特定多数の投資家から金銭の拠出を受けた委託会社が、金銭を 1 つの運用団にまとめて受託者に信託する形をとるので、実質的な権利者は複数存在するが、形式的には受託者は 1 人である。このように信託には、権利者の数を変換する機能がある。証券投資信託のように実質的な委託者が複数いる場合には、

信託財産の管理上発生する第三者との権利関係を単純化できるというメリットがある。権利の数を転換する機能を利用した信託商品を活用することによって、投資家に対して豊富な金融商品の提供を可能にし、多様化する投資家のニーズに応えている。また、単純に権利の数を分割するだけでなく、性格の異なる複数の種類の証券に分割することも可能である。例えば、信託受益権を優先的に元本の返済を受けられる部分と優先的な返済を行った後に残った分の返済しか受けられない部分とに分けることができる。これにより、投資家の求めるリスク、リターンに見合う信託受益権を発行することが可能となる。

## 6 まとめ

以上、信託商品の特徴をまとめると、①信託拠出することにより特定の資産を全体の資産から切り離すことができる、②受託者の専門的な財産管理能力を活用できる、③信託の基本的な仕組みをベースとしつつも、信託商品ごとに個別に法律、税制などが定められ、制度の内容が信託の利用の促進に大きく影響を与える、④財産権を信託受益権に転換し、さまざまな種類の信託受益権に分割したりすることによって、多様化する投資家のニーズに合わせた商品を提供できる、などである。

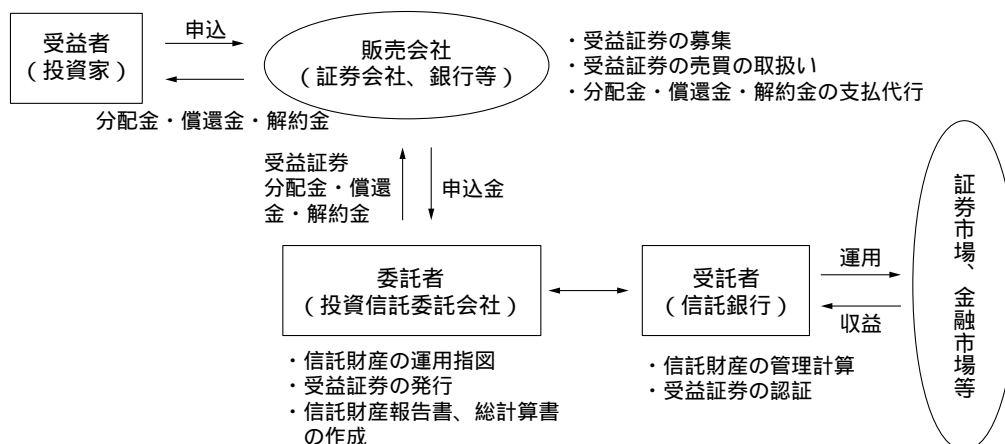
今後は、企業の保有する資産の有効活用と投資家に対するさまざまな金融商品の提供といった側面から新しい信託商品が活用されると思われる。例えば、資金効率の向上やバランスシートの改善という課題に直面している企業が、保有する特定の資産を信託拠出し、特定の資産が小口分割が可能な信託受益権という形に転換された後に、さまざまなニーズを持った複数の投資家によって購入され、その販売代金が企業によって回収されるケースである。投資家にとっては、株式や社債など企業が生み出す収益全体に期待した金融商品だ

けでなく、不動産や金銭債権など企業の持つ特定の資産が生み出す収益に期待した金融商品を投資対象とすることができ、投資対象となる金融商品の選択肢が増えることになる。購入する信託商品が証券取引上の有価証券とされるなど投資家保護に配慮した制度ができれば、投資環境も良くなる。また、信託受益権という形をとるので、譲渡がしやすい。流通市場が整備されれば一層投資対象としての魅力が高まるであろう。受託者は、資金の管理や事務処理などで専門的な能力を発揮できる。

このような仕組みは資産の流動化という形ですでに取扱われている。しかし、法律など制度面ではあいまいな部分が多く、金融商品として広く普及しているとは言い難い。2000年5月23日に成立した「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」(いわゆる改正SPC法)では、不動産、指名金銭債権、およびこれらを信託した信託受益権の3つに限定されていた流動化対象資産を、財産権一般に拡大したほか、資産の流動化の仕組みにおいて、特定目的会社を利用したスキームに加えて、信託の器を利用したスキームの導入を明文化した。この信託のスキームに「特定目的信託」という名称を付け、「資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時点において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするもの」と定義した。また、特定目的信託に係る信託契約に基づく信託の受益権を表示する証券で、受託者が発行するものを受益証券とし、証券取引法上の有価証券に含められることとなり、制度面でも資産の流動化に関する信託商品が活用されやすい環境が整った。

信託商品は資産の流動化のためのスキームとして活用されるほかに、資金の運用のスキームとして活用されることも期待されている。いわゆる投資信託の活用である。証券投資信託法に基づく投

図表 8 証券投資信託のスキーム



資信託は、不特定多数の投資家から少額の資金を集めてある程度まとまった金額となったファンドを、投資の専門家の判断によって運用し、収益金を投資家の出資割合に応じて分配する商品である。ロットが大きくなると分散投資が可能となり、リスクの軽減が図れる上、専門家の運用ノウハウを活用することができる。一般投資家の投資を容易にするという目的から、投資家保護が充実して

いる。1999年5月「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」が改正され、証券投資信託及び証券投資法人が運用できる資産の対象について、現行では主として有価証券とされていたのが、不動産を含めた幅広い資産に拡大されることとなった。投資家保護にも配慮した法改正であり、今後投資信託は資産運用スキームの1つとしてますます活用されることになるであろう。

参考文献

三菱信託銀行信託研究会編 『信託の法務と実務』金融財政事情研究会  
 経済法令研究会編 『信託の実務』経済法令研究会  
 経済法令研究会編 『信託用語 小辞典』経済法令研究会  
 日本公認会計士協会 『退職給付会計に関する実務指針(中間報告)』  
 大蔵省ホームページ  
 信託協会ホームページ

## 地域通信市場の競争促進について アメリカの取り組みにみる地域競争の促進

前通信経済研究部主任研究官 高地 晴子

### 〔要約〕

- 1 アメリカでは、独占的事業者であったAT&Tの分割（1984年）の後、長距離通信市場では競争の進展により、料金の低廉化やサービスの多様化が進んだが、地域通信市場は独占のままであった。電気通信事業者の要望を受けた各州での取り組みなどを反映し、1996年通信法では、全ての電気通信市場の競争の促進を規定した。これにより、アメリカ全体で、地域通信市場の競争促進に向けた本格的な取り組みが進められることになった。
- 2 1996年通信法は、既存地域通信事業者に対し、ネットワークの開放（①リセールのための電気通信サービスの卸売価格での提供、②アンバンドル化したネットワーク構成要素の提供）を義務づけることによって、競争事業者が、自己の施設を建設しなくても、地域通信市場へ新規参入することを可能にする手段を確保している。
- 3 AT&Tの分割以後、AT&Tから分割した旧ベル系地域通信事業者には、長距離通信サービスへの参入が認められていなかったが、1996年通信法は、一定の条件を満たせば、長距離通信サービスへの進出を可能とした。この仕組みは、地域競争に非協力的になりがちな既存地域通信事業者に対し、競争協力的なインセンティブを与えるものとして機能している。
- 4 1996年通信法制定後丸4年、連邦通信委員会は、全米レベルで見れば、地域競争事業者のシェアは、提供回線数で4%、サービス収入ベースで6%を超え、長距離競争の場合とほぼ同レベルのペースで競争が進展してきていると報告している。一方、州の規制担当者は、地域競争の進展は遅い、と評価し、その最大の原因は、既存地域通信事業者のネットワーク開放に関する技術的課題の大きさにあると指摘している。ただ、州レベルにおいても、「既存地域事業者のネットワークの開放がなければ、地域競争は進まなかった」とコメントしているように、オープンネットワーク政策、そして、競争を具体的に実施できるようにしていくための各種のルール策定は、地域通信市場の競争を機能させるものとして有効であったと評価している。
- 5 地域通信においては、市場を開放するだけでは、自発的な競争促進は期待できない。アメリカ型の既存事業者に対するネットワーク開放政策については、競争事業者の顧客

獲得を促進させたことは事実であるが、施設ベースの競争を進展させようのか、という疑問が投げかけられている。また、アメリカの規制スタイルや市場環境の中で機能しても、他国でもこうした方法が有効な方策なのかは定かではない。このため、各国それぞれの状況を十分に踏まえた上で、具体的な競争ルールの策定や、ユニバーサルサービス等の在り方も含めた公正な競争条件の整備の検討を行うこと、それらが有効に機能するよう、既存事業者に競争協力的インセンティブを与えるための措置も併せて検討していくことが、地域競争の促進にとって重要といえよう。

## 1 はじめに

筆者は、1999年10月から2000年3月までの間、アメリカ合衆国カリフォルニア州において電気通信の規制を行なうカリフォルニア州公益事業委員会（CPUC）に滞在し、中からその活動を体験する機会を得た。現在、アメリカの電気通信の規制機関では、重要な課題の一つとして、地域通信市場の競争促進に向けた取り組みが積極的に進められているところであり、その成果も少しずつ現れ始めてきた状況にある。

我が国では、1985年の電気通信自由化以来、地域通信市場は開放されているが、15年が経過した現在、県内通信レベルでも、競争はほとんど進展していない<sup>1)</sup>。

本調査研究では、CPUC滞在での体験を基に、カリフォルニア州の例を中心として、アメリカで現在進められている地域電気通信市場の競争促進に向けた取り組みとその成果を紹介し、地域通信市場の競争促進の在り方について考察する。

## 2 アメリカの電気通信規制と電気通信市場

### 2.1 連邦と州による二重の規制体制

アメリカの電気通信における規制は、連邦の規

制機関と各州の規制機関による二重の規制体制になっている。州をまたがる州際通信（国際を含む）は、連邦通信委員会（FCC）の管轄下であり、州内通信は、基本的には、各州の公益事業委員会の管轄下にある。ただし、州内通信でも、無線通信など、FCCの先占（FCCが州よりも先に権限を占有すること）により、FCCの管轄下になっているものもある。なお、各州の公益事業委員会とFCCは、管理監督関係にはない。

### 2.2 アメリカの電気通信市場

アメリカの電気通信市場は、次のように分けられる。

- a) 州際通信
  - b) 州内LATA<sup>2)</sup>間通信
  - c) LATA内トール通信（又はローカルトール通信）
  - d) ローカル通信
- a) の州際通信は、州をまたがる通信である。

b) の州内LATA間通信は、州内のLATAをまたがる通信である。c) のLATA内トール（又はローカルトール）通信は、一つのLATA内の通信において、基本料金内でカバーされるローカル通話エリアを越える地域から発信し、当該

1) 1997年度のデータでは、県内通信（市内通話・県内市外通話）におけるシェアは、NTTが97.1%、NTT以外が2.9%となっている。

2) LATAは、Local Access and Transport Areaの略で、地理的に連続した一定の通信エリアをさす。全米で、約170余りのLATAがあり、州内に1つしかLATAがない州もあるが、10以上ある州もある。カリフォルニア州には、11のLATAがある。

LATA境界内までの範囲に着信する通信をさす。日本の県内市外通話にほぼ相当する。d)のローカル通信は、Local Calling Areaとよばれる基本料金内で通話可能な一定圏内の通信であり、カリフォルニア州では、12マイル(約20Km)圏内の通信がこれにあたる。日本の市内通話にほぼ相当する。

2.1で述べたように、a)についてはFCC、b)、c)、d)については、原則、各州の公益事業委員会の管轄下にある。現在、地域通信市場の競争で焦点になっているのは、主にd)のローカル通信市場である。c)のLATA内トール通信市場については、1990年前後から開放してきた州が多く、既に競争も進んできているため、現在、「地域通信の競争」という場合は、一般的には、d)のローカル通信市場のみを指している場合が多い。この場合には、国際、州際、州内LATA間通信及びLATA内トール通信は、長距離通信に分類されることになる。

### 3 アメリカ電気通信市場の発展と政策の変遷

#### 3.1 長距離通信市場の競争促進から地域通信市場の競争促進へ

アメリカでは、長距離通信と地域通信の双方において、ほぼ独占的な電気通信事業者であったAT&Tに対する反トラスト訴訟(1974年司法省訴訟提起)の決着として、1982年に修正同意審決が出され、1984年、長距離通信部門(他に研究、製造部門等も含む)はAT&Tへ、地域通信部門(22の地域通信会社<sup>3)</sup>)は7つの地域持株会社へと分轄されることになった。

AT&T分轄直後の政策の中心は、競争市場となった長距離通信市場(この時点では、国際、州際及び州内LATA間通信市場)の事業者が通信

を完了するために独占市場である地域通信市場の事業者を支払う“アクセスチャージ”の設定や、独占及び支配的事業者に対する料金規制の設定など、分轄に伴い出てきた新たな問題に対応した制度の導入であった。カリフォルニア州の例をあげれば、同州では、アクセスチャージの設定とともにユニバーサルサービスの問題、分轄に伴う混乱や市場の複雑化に対応するための消費者保護・消費者教育に関するプログラム等の作成にも併せて取り組んだ。また、長距離通信市場における支配的事業者であったAT&Tに対する料金規制のほか、カリフォルニア州の地域電気通信市場における二大独占事業者であったパシフィック・ベルとGTECに対する料金規制改革として、プライスカップ方式を含むインセンティブ規制も導入した。

AT&Tの分轄以後、こうした州や連邦レベルにおける取組みの成果もあり、長距離通信市場(国際、州際及び州内LATA間通信市場)においては競争が進展し、料金の低廉化やサービスの多様化も進んできた。この結果、1995年頃までには、AT&Tは、もはや長距離通信市場における支配的事業者ではない、とみなされるようになった。

一方、地域通信とされてきたLATA内トール市場とローカル市場においては、AT&Tの分轄以後も、独占が維持されていた。しかし、長距離通信市場における競争が激しくなり、AT&Tの市場支配性が弱まるにつれ、長距離通信事業者の要望は、高度ネットワークサービスなどの提供の可能性も視野に入れた地域通信市場の開放へと向けられるようになった。

州内通信について規制権限を有する各州の公益事業委員会は、このような要望を受け、1990年前

3) 旧AT&Tの地域通信会社は、“ベル系”地域通信会社とも言われる。

後から、まず、LATA内トール市場を開放し始めた。これに続き、ニューヨーク州やカリフォルニア州などでは、1990年代前半に、ローカル市場の開放も決定し、その実施に必要となる既存事業者のネットワーク開放に関する条件の設定や各種競争ルールの策定など、公正な競争環境の整備に取り組み始めた。この頃から、規制機関の役割は、これまでの独占又は支配的事業者に対する料金規制から、地域電気通信市場の競争促進のための環境整備（競争ルール策定、紛争の調停等）という方向へ大きく焦点が移っていくことになる。

諸州におけるこうした動きと長距離電気通信事業者からの地域通信市場開放の要望を踏まえ、地域通場市場を含む全ての電気通信市場における競争を理念とする1996年通信法が1996年2月に制定された。これにより、地域通信の競争促進に向けた本格的な取り組みが、アメリカ全体で進められることになった。

### 3.2 1996年通信法の地域競争関連規定とFCC

1999年通信法には、「競争市場の展開」と題する章があり、ここでは、主に地域通信市場の競争について定めている。1996年通信法制定以来、FCCは、これらの規定を具体的に執行していくための基本指針を制定してきているが、最初に策定された「地域競争に関するFCCの第一命令（1996年8月）」について、「FCCには、州内通信についての権限はない」として、各州の公益事業委員会や電気通信事業者から提訴されていた。この件は、連邦最高裁判所で争われることになったが、1999年1月の最高裁判決は、「FCCは、こ

れらの規定の実施のための規則を制定する権限がある」ことを確認し、FCCの命令を有効とした<sup>4)</sup>。よって、各州でも、FCCが制定した基本指針に適合する形で、地域競争のための具体的な取り組みを進めていくこととなった。

## 4 競争事業者の参入方法

地域通信市場への参入方法として、自己の施設を建設し参入するという“施設ベース”の参入が一般的には想定される方法であるが、実際には、施設ベースによる新規参入は簡単には進まない。そこで、1996年通信法は、競争事業者がより容易かつ迅速に参入できる方法として、「既存地域通信事業者は、要請する競争事業者に対し、①リセール（再販）のために電気通信サービスを卸売料金で提供すること、②アンバンドル化したネットワーク構成要素（UNE<sup>5)</sup>への非差別的なアクセスを提供すること」を義務づけている<sup>6)</sup>。

つまり、競争事業者の参入には、次の3種類の方法がある。

### ① 施設ベース

自己の施設を建設し参入

### ② リセール

既存地域通信事業者から、卸売価格で電気通信サービスをそのまま購入し、顧客に小売価格でサービスを提供

### ③ UNE (Unbundled Network Elements)

既存地域通信事業者から、アンバンドル化されたネットワークの構成要素（機能）を購入（リース）し、自己の施設と組み合わせて、顧客に電気通信サービスを提供

4) AT&T Corp. v. Iowa Utilities Board, 525 U.S. 366 (1999)

5) FCC命令では、UNEとして提供する義務があるものは、次のものとしている。Loops, Subloops, Network Interface Device, Circuit Switching, Interoffice Transmission Facilities, Signaling and Call related databases, Operations Support Systems (FCC99 238)

6) ニューヨーク州やカリフォルニア州など、いくつかの州では、1996年通信法制定以前から、既にこのような既存地域通信事業者のネットワークへのアクセスが進められていた。



③のUNEは、基本的には、自己の施設との組み合わせになるので、①の一形態とも考えられる。当然、①、②、③の組み合わせによる提供も可能である。

アメリカにおいて特徴的なのは、既存地域通信事業者にネットワークの開放を義務づけることにより、競争事業者が、自己の施設をもたなくても新規に参入することを可能にしていること、そして、これにより、競争事業者に対し、直接顧客を獲得するための広範な手段を確保していることである。このことは、顧客サイドにとっては、事業者選択の可能性の拡大になり、既存地域通信事業者に対して顧客喪失の危機感を与える仕組みになっている。

## 5 地域通信市場開放へのアプローチ

既存地域通信事業者に対する基本的な義務などは1996年通信法に定められているが、実際、それを具体的に執行していくためのより詳細なルールの策定が必要である。また、既存地域通信事業者のネットワーク開放の条件や提供に係る料金の設定なども必要である。FCCでは、これらのルール策定に関する基本指針の制定のほか、公正な競争環境の在り方に大きな影響を与えるユニバーサルサービスやアクセスチャージの改革にも併せて着手している。

カリフォルニア州においても、公正な市場の確保という観点から、1996年通信法制定以前から、以下の三方面からの取り組みを進めてきた。1996年通信法制定後は、FCCの基本指針にも適合する形で、引き続き三方面からの取り組みを進めている。

### ① 既存地域通信事業者のネットワーク開放

- ・ネットワーク開放の内容・条件の設定
- ・ネットワーク提供料金の設定<sup>7)</sup> 等

### ② 地域競争

- ・新規参入の認可条件等の設定
- ・相互接続のガイドラインの策定
- ・リセールルールの策定 等

### ③ 消費者保護等の公共政策の策定

- ・消費者保護ルールの策定
- ・ユニバーサルサービスの見直し 等

ここで重要な点は、単に「市場を開放」したのみならず、実際に新規参入がおり競争が可能となるよう、競争市場に必要な具体的なルールの策定し、同時に公正な競争環境に影響する他の問題についても併せて対応していることである。

## 6 地域競争促進のインセンティブである1996年通信法271条

1996年通信法271条は、地域競争そのものに関する規定ではないが、地域競争に密接に関係する内容を含んでいることから、ここで271条の関係について紹介する。

### 6.1 271条について

1984年のAT&T分轄の際、AT&Tから分割した地域通信事業を営む旧ベル系地域通信事業者は、自社の区域内発信のLATA間通信サービスを提供することを禁止された。これに対し、1996年通信法271条は、旧ベル系地域通信事業者が、ある一定の要件を満たしていると認められれば、その区域内発信のLATA間通信市場を許可する旨規定している。

旧ベル系地域通信事業者がLATA間通信に参

7) 相互接続やUNEの料金については、FCC命令で、総要素長期増分費用方式 (Total Element Long Run Incremental Cost TEL-RIC) 方式を使用することとされた。(FCC96 325)

図表1 14項目の競争チェックリスト

① 相互接続の確保
② UNEへの非差別的アクセス
③ 電柱、管路、導管及び公道使用权への非差別的アクセス
④ 加入者回線のアンバンドル化
⑤ 中継伝送路のアンバンドル化
⑥ 交換機能のアンバンドル化
⑦ 次のサービスへの非差別的アクセス 1) 緊急電話 2) 番号案内 3) オペレータサービス
⑧ 電話帳への番号掲載の確保
⑨ 電話番号割当に対する非差別的アクセス
⑩ 通信の経路設定や完了に必要なデータベース・信号網への非差別的アクセス
⑪ 番号ポータビリティ <sup>8)</sup> の提供
⑫ ダイアリング・パリティ <sup>9)</sup> の提供
⑬ 相互補償 <sup>10)</sup> の履行
⑭ リセールの提供

入できるための要件とは、①自社の区域内電話サービスについて、1社以上の施設ベースの競争事業者が存在すること、②14項目の競争チェックリスト(図表1)を満たしていること、が必要であり、申請する事業者は、これらの要件を完全に満たしていることを証明しなければならない。許可・不許可の決定権限は、FCCに与えられているが、決定に際し、当該州の公益事業委員会と司法省に協議することとされている。

なお、旧ベル系地域通信事業者は、271条の要件を満たしていることが認められても、区域内発信のLATA間通信サービスの提供においては、分離関連会社によらなければいけないこと、分離関連会社と競争事業者を非差別的に取り扱うこと、が義務づけられている(通信法272条)。構造分離要件については、3年間の期限付きであるが、

FCCの判断により延長できる(通信法272条(b))。また、申請が許可された後に、許可に必要とされた条件に適合しなくなっているとFCCが判断した場合には、許可の一時停止や取り消しもありうる(通信法271条(b)(6))。

旧ベル系地域通信事業者のLATA間通信への参入許可と、自社の区域内の地域競争の促進をトレード・オフとしているこの仕組みは、地域競争の促進に非協力的になりがちな既存地域通信事業者に対し、協力的に行動させるインセンティブを与えるものとして評価されよう。

## 6.2 審査基準

これまでの271条の申請に対するFCCの審査手続では、以下の点が重視されている。

- ・申請者は事実に基づく証拠をもって、全ての要

8) 番号ポータビリティとは、電気通信サービスを受けていた利用者が、ある電気通信事業者から他の電気通信事業者に切り替えた際に、品質、信頼性及び利便性を損なうことなく、従前の電気通信番号を同一の場所で保持することができること

9) ダイアリング・パリティとは、顧客が、2以上の電気通信サービス提供者の中から自らが指定する電気通信事業者へ、アクセス・コードを用いず自動的にその電気通信を経路選択できること

10) ここでいう相互補償とは、電気通信の発信と着信の精算に関し、地域通信事業者間で相互に補償するよう協定を締結する義務のこと(1996年通信法251条(b)(5))

件を完全に満たしていることを証明することが必要

- ・提出される証拠は、より客観性が高いものに重点がおかれること
- ・公益事業委員会から出される証拠には、相当な重点がおかれること

具体的な競争チェックリストの適合性審査基準としては、FCCは、次の点をあげている。

① “ Substantially the same time and manner ”

質、正確性、タイミングにおいて、自己の顧客にサービスを提供するのと実質的に同レベルで、競争事業者（CLEC）に対しアクセスを提供しているかどうか

② “ Meaningful opportunity to compete ”

自己の顧客に対しては提供していない機能へのアクセスを提供する場合は、CLECに提供されたアクセスの質が、効率的事業者に競争すべき意義のある機会を与えるようなレベルのものであるかどうか

なお、これらの基準に基づく審査において、実際には、全体の状況を考慮し、個別に判断するものとされている。

具体的な審査例をみると、FCCは、図表1の競争チェックリストの①相互接続と②UNEに、特に重点をおいて審査を行なっている。例えば、相互接続においては、通信法251条で要請されているように、(1)技術的に可能なポイントでの相互接続の提供、(2)質的に自己に対するものと同レベルであること、(3)料金・条件が公正、合理的かつ非差別的であること、を充足しなければいけない。申請事業者は、これらを証明するために、例えば、(2)については、自己のネットワーク内におけるオフィス間中継路の技術指標として使われている

“ 中継路障害データ ” などの指標によって、自己のオフィス間中継路と競争事業者との接続のための中継路に質的差異がないことを証明しなければならない。(3)については、申請事業者による相互接続の内容・設定時間、トラブルに対する修復時間などを示すことが必要になる。相互接続の中には、競争事業者の施設を設置するために既存事業者の局舎スペースの一部を提供するコロケーションに関する内容も含まれるが、各種タイプのコロケーションの提供を可能としているか、提供までの手続きが迅速かつ効率的であるか、州の公益事業委員会の承認に基づく料金で提供されているか、などを証明することが必要である。

チェックリストの②UNEについては、オペレーティング・サポート・システム（OSS）の提供状況に特に重点を置いて審査している。OSSとは、既存地域通信事業者が、電話サービスの注文の記録、電話サービスの提供、保守・修理、料金請求などの管理運営を行うために使用するコンピュータシステムのことであり、既存地域通信事業者は、UNEの一構成要素として、アンバンドル化して競争事業者にアクセスを提供しなければならないとされている<sup>11)</sup>。UNEのループ（加入者回線）を使用する競争事業者にとって、既存地域通信事業者のOSSにアクセスできなければ顧客から注文をとってサービスを提供することができなため、自己のシステムから既存事業者のOSSへのアクセスを確保することは、サービス提供の必須条件である。OSSの提供については、第三者の独立機関による運用テストが実施され、OSSの提供が確保されているか、OSS提供を確保するための支援体制が整備されているか、OSS提供に関する既存事業者の業績測定基準の作成や基準違反に

11) FCC命令では、OSSはネットワーク構成要素であり、1996年通信法251条に基づき、要求によりアンバンドル化されなければならない、としている。(FCC96 325、FCC99 238) FCCは、OSSは次の5つの機能からなるとしている。1) Pre ordering、2) Ordering、3) Provisioning、4) Maintenance and Repair、5) Billing (FCC98 72)

図表2 通信法271条の申請状況

申請事業者(州)	申請日	結果
アメリテック(ミシガン)	97.1.2	申請取下げ(97.2)
SBC(オクラホマ)	97.4.11	不許可(97.6.26)
アメリテック(ミシガン)再申請	97.5.21	不許可(97.8.19)
ベル・サウス(サウルカロライナ)	97.9.30	不許可(97.12.24)
ベル・サウス(ルイジアナ)	98.7.9	不許可(98.10.13)
ベル・アトランティック(ニューヨーク)	99.9.29	許可(99.12.22)
SBC(テキサス)	00.1.10	申請取下げ(00.4)
SBC(テキサス)再申請	00.4.5	許可(00.6.30)

対する罰則等が確立されているか、などが重要なポイントになる。また、UNEの料金について、州の公益事業委員会で承認されたものに基づき提供されているかどうかも重要である。

### 6.3 申請状況

これまでの271条に基づく申請状況は図表2のとおりであり、このうち、ニューヨーク州のベル・アトランティック、テキサス州のSBCが許可されている。

ニューヨーク州のベル・アトランティックの許可におけるFCCの審査基準によれば、申請の許可において特に重要であったものは、次の四点である。

- ①ニューヨーク州公益事業委員会の指揮の下で、問題解決や論点明確化などのためのセッションや技術的ワークショップが、全ての利害関係者の完全かつオープンな参加によって開催されたこと
- ②ベル・アトランティックのOSS提供について独立した第三者機関による広範なテストが実施されたこと
- ③明確に定義されたOSS等の適切な提供(業績)の測定のための基準作成と業績測定が実施されていること

④ベル・アトランティックの参入後も、271条のチェックリストに適合し続けるよう、強力な財政的インセンティブを付与した業績確保のための措置が採用されていること

## 7 地域通信競争の進展状況

### 7.1 全米における進展状況

FCCによれば、1996年通信法制定から丸4年、競争地域通信事業者(CLEC)のシェアは、提供回線数で見れば4%、地域通信サービス収入で見れば6%を超えるまでになり、地域競争は着実に進展していると評価している(図表3)。

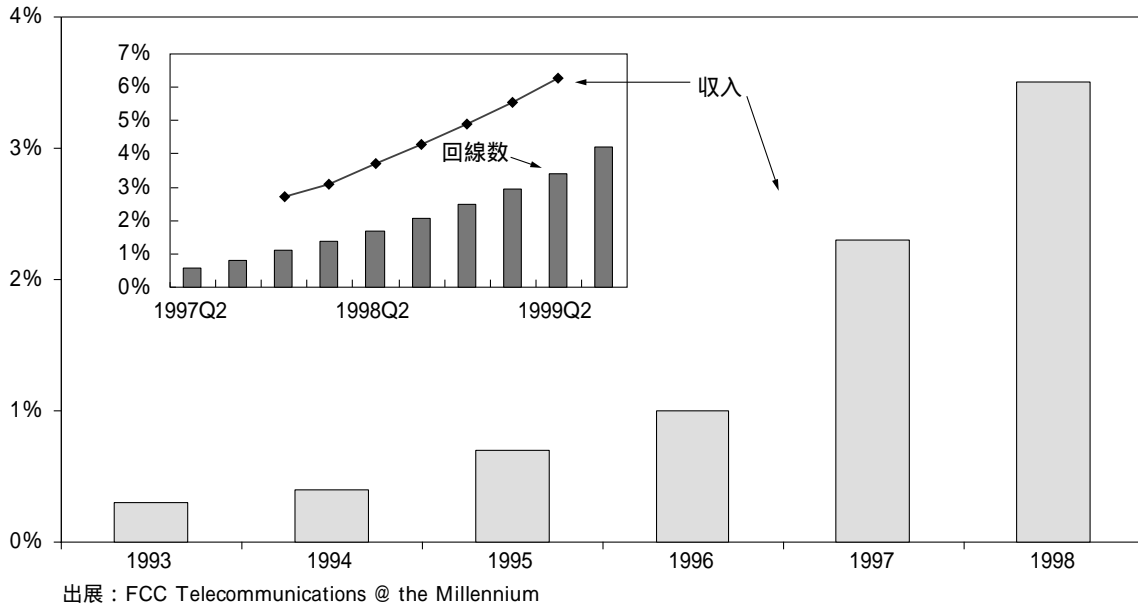
また、長距離通信競争の場合と比較すると、長距離競争事業者が6%のシェアを獲得するのに匹敵する速度で地域競争は進んでいると報告している(図表4)。

さらに、電気通信事業者のネットワーク建設の比較でも、競争事業者(CLEC)のファイバー敷設量は、1995年末から1998年末の間で、5倍に増加していること<sup>12)</sup>、1999年第3四半期に敷設された新規全ネットワークの65%がCLECによるものであること<sup>13)</sup>、などを示し、競争地域通信事業者によるネットワーク投資も着実に増加しているとみている。

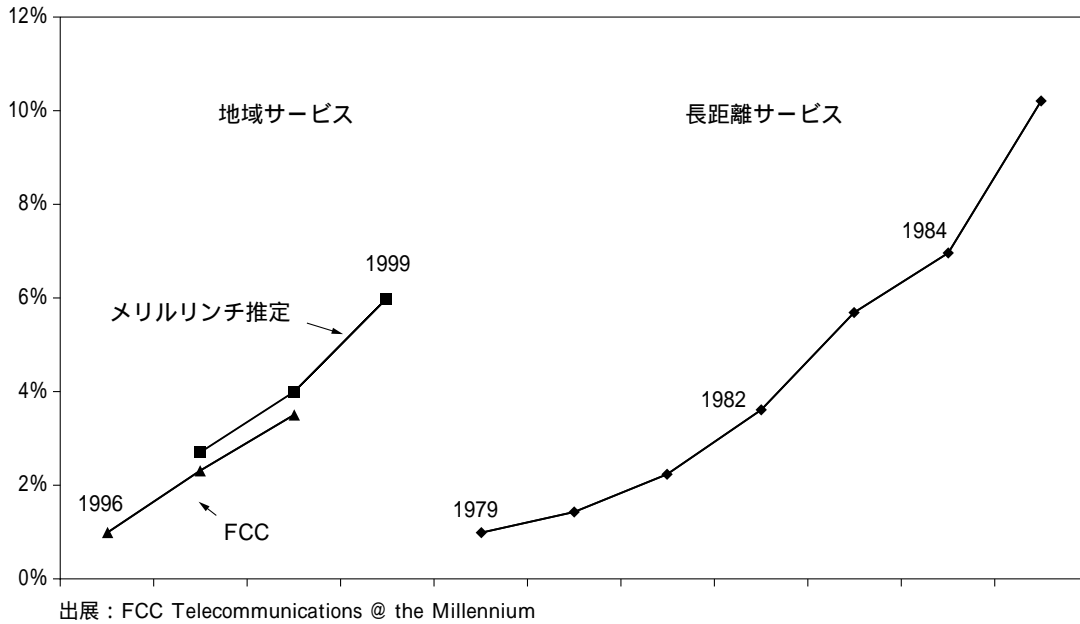
12) "FCC Report on Local Competition"(1999) p. 2, p. 15

13) FCC, "Telecommunications @ the Millennium"(2000)

図表3 地域サービスの収入と回線数における競争事業者のシェア



図表4 地域と長距離市場における競争事業者のシェアの推移 (収益ベース)



## 7.2 カリフォルニア州における地域通信競争の進展状況

### (1) 新規参入数・新規事業者のシェア

カリフォルニア州においては、1999年10月末時点の新規参入事業者数は187社であり、その内訳

は図表5のとおりである。

収益ベースのシェアで見ると、カリフォルニア州の既存地域事業者最大で旧ベル系（旧AT&T）であるパシフィック・ベル（PB）は、1998年9月時点で1～5%のシェアを喪失したと報告され

図表5 カリフォルニア州における新規競争事業者

施設ベースのみ	14社
施設ベースとリセールの組み合わせ	75社
リセールのみ	98社

図表6 パシフィック・ベル(PB)と競争事業者のシェア(提供回線数)

	加入者回線数		ローカルツール	
	住宅用	ビジネス	住宅用	ビジネス
PBのシェア	99%	84%	88%	31%
競争事業者のシェア	1%	16%	12%	69%

ていることから<sup>14)</sup>、現時点では、それ以上のシェアを失っていると考えられる。また、パシフィック・ベルからの報告によれば、顧客への提供回線数におけるシェアで見れば、1999年半ば時点で、図表6のとおりになっている。

カリフォルニア州における主要な競争事業者16社に対する調査では、16社のうち8社が住宅用サービスを提供し5社が州全体でサービスを提供している。また、14社がビジネス用サービスを提供し3社が州全域でサービス提供をしているが、他の事業者のサービスも、州の多くの地域でサービス利用が可能となっている。

(2) 新規参入の方法

新規参入の方法としては、最も手軽な方法であるリセールからスタートした競争事業者が多かったようであるが<sup>15)</sup>、リセールによるアクセス回線の提供割合は、全米平均でみると、1999年6月末時点で2.1%に達し、いまだに増加傾向にあるのに対し、カリフォルニア州においては1.5%程度にとどまり、ここ2年ほとんど伸びていない(図

表7)。

カリフォルニア州公益事業委員会へのインタビューにおいても、「リセールから新規参入がスタートしたが、リセールはうまく機能せず、ほとんど伸びていない」と述べている。その原因としては、顧客の事業者変更(既存事業者から新規事業者へ)が円滑に行なわれず顧客に対するトラブルが多かったこと、などによる。実際、現在では、主要な競争事業者もリセールのマーケティングは中止している。

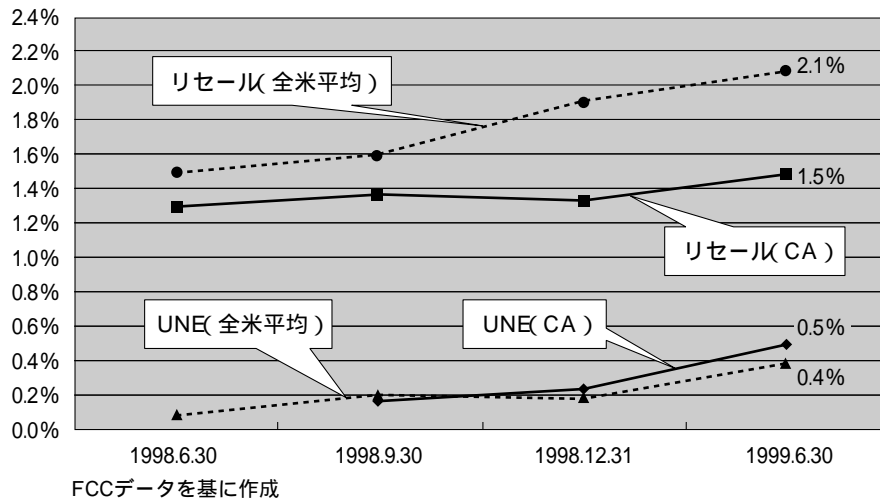
一方、UNEによる提供回線数の割合は0.5%程度と低い。最近では、全米平均、カリフォルニア州とも、UNEの伸び率が高まってきている。UNE提供に係るルールや料金が設定されるにつれ、UNEを利用したサービスの提供が競争事業者の参入形態としてより確立してきたと考えられる。また、既存地域通信事業者は、個々のUNEの提供のみならず、全てのUNEを組み合わせたUNEのセットである「プラットフォームUNE」の提供も可能にする必要があることが連邦最高裁判決により確認されたため<sup>16)</sup>、今後、競争事業者

14) パシフィック・ベルの271条申請に関し、カリフォルニア州公益事業委員会に提出された文書からの情報。

15) 連邦政府機関のGeneral Accounting Office (GAO) による全国調査でも、同様に報告されている。“Development of Competition in Local Telephone Markets”(2000) pp. 18-19.

16) AT&T Corp. v. Iowa Utilities Board, 525 U.S. 366 (1999)

図表7 競争事業者によるサービス提供回線割合の推移  
(リセール又はUNE(加入者回線)によるもの)



からみれば、リセールよりも料金面で魅力的なUNEが伸びる可能性は高いと考えられる。カリフォルニア州公益事業委員会では、特に、住宅用の競争促進にとって、プラットフォームUNEが重要になってくるとみている。

施設ベースの新規事業者については、その規模等について規制機関等への報告義務がないため、シェア等を把握するのは難しい。しかし、施設ベースの新規事業者は、電話番号におけるエリアコード(日本の市外局番に相当)の後に続く3桁のコード(NXXコード)を保有することが必要になるため<sup>17)</sup>、NXXコードの割当状況を見れば、どれくらいの数の新規事業者がどのような地域にNXXコードを保有しているかは把握できる。カリフォルニア州で見れば、住宅用・ビジネス用双方とも、大きなメトロポリタン地域に集中していることが明らかになっている。特に、ロスアンジェルスとその周辺地域においては、30社以上の競争事業者がNXXコードを保有している。また、10~29の競争事業者が、サンフランシスコやサン

ディエゴ等の大きな都市とその周辺地域において、NXXコードを保有している。全米における競争事業者のNXXコード保有数のシェアをみると、1999年第2四半期では、20%となっており、1996年当初の1%から、着実に増加してきているのがわかる<sup>18)</sup>。

### 7.3 地域通信競争に対する評価

#### (1) 総合評価

カリフォルニア州における地域通信競争の進展に関し、カリフォルニア州公益事業委員会(CPUC)の地域競争関係の長及び職員にインタビューを行なったところ、「地域競争の進展は遅い」と感じていることがわかった。競争の進展が遅れている大きな原因としては、技術的課題の大きさを指摘している。その最大のものが、OSSの問題である。OSSは、元々、既存地域通信事業者の内部使用のために設計・運用されていたものであるため、そのシステムを競争事業者に開放するためには、システムの変更を含む様々な調整が必

17) 施設ベースの新規事業者でなくても(リセールベースの新規事業者でも)料金システムの関係から、NXXコードを保有する場合がある。

18) "FCC Report on Local Competition(1999)", p66.

要になる。それらが円滑に進んでいないということが、競争事業者の新規参入を遅らせる主要原因になっていると言われている。また、OSS以外にも、既存事業者の局舎貸し、いわゆる“コロケーション”の提供に関する問題など事業者間ルールや調整が必要な問題が解決していないこと、このため、相互接続協定が円滑に締結できないことも、参入を遅らせる大きな原因になっている<sup>19)</sup>。実際、通信法271条の審査において、チェックリストの①相互接続や②UNEについて、特に厳重な審査が行なわれているのも、それらが地域競争における最大の問題であるとの認識に基づくものであろう。

## (2) 顧客サービスからみた評価

CPUCでは、競争の進展は遅いが、競争の導入は、地域通信事業者数が増えて顧客の選択範囲の拡大をもたらしていることにより、公共利益の増大につながっているとして評価している。例えば、既存事業者のサービスが気に入らなければ他の事業者に変更することも可能になった。また、競争により、長距離通信、地域通信、インターネットサービス等のパッケージサービスが拡大し、顧客にとっては支払先が一箇所ですむ等、利便性が向上した。実際、競争事業者にとっても、長距離サービスやインターネットサービス等の各種サービスをパッケージで提供できるという点が、地域市場参入への主要なインセンティブになっている。また、将来の新しいサービスの提供に向けての顧客ベースの確立といったビジネス戦略も、参入インセンティブになっていると言われている<sup>20)</sup>。

一方、CPUCは、顧客の選択範囲は拡大したが、サービスの質については、かえって悪化した面もあり、競争によってはその向上は図れないと、述べている。市場の変化に伴い、消費者の混乱が増大するとともに、事業者変更に伴うトラブルの増加や、顧客の承諾なく事業者を変更する“スラミング”、顧客の承諾していないサービスについて不当な料金請求をする“クラミング”の増加も報告されている<sup>21)</sup>。このため、カリフォルニア州では、消費者保護や消費者教育に対する措置が、併せて進められているところである。

## (3) 地域競争が既存地域通信事業者に与える影響

カリフォルニア州における地域競争が既存地域通信事業者の収益に与える影響をみると、既存事業者の収益自体は増加しており、マイナスの影響は出ていないとのことであった。これは、現在、カリフォルニア州では、新サービス、基本サービスとも成長しており、市場全体が拡大していることによるものと考えられる<sup>22)</sup>。

実際、既存地域通信事業者は、地域競争の進展は規制緩和につながると捉えているため、地域競争を歓迎している面もある。また、旧ベル系地域通信事業者（パシフィック・ベル）にとっては、1996年通信法271条の存在（LATA間通信への参入）が、競争促進に協力する大きなインセンティブになっているようである。

無線、衛星、CATVなどの技術を使った参入が、既存地域通信事業者への脅威になっているかとの質問については、CATVなどによる提供は増加傾

19) GAOによる全国調査でも同様の問題が競争事業者から指摘されている。“Development of Competition in Local Telephone Markets”(2000) pp. 23-27.

20) GAOによる全国調査でも同様の問題が競争事業者から指摘されている。“Development of Competition in Local Telephone Markets”(2000) pp. 21-22.

21) 全米でそのような傾向にあることが指摘されている。

22) 基本サービスにおける加入者数は、年々増加傾向にあり、年率平均約3.8%の増加率である。この原因としては、人口増加のほか、家庭がファックスやインターネット目的で2本目の電話サービスに加入していることによると言われている。



向にあるが、まだ、そこまでには至っていないとのことであった。一方で、現在、全米で13万のケーブル顧客が、ケーブル会社から電話サービスの提供を受けているが、2005年には50%の世帯がこの選択をする、との予測もある<sup>23)</sup>。ケーブル会社は、近い将来、既存地域通信事業者に対する最大の競争相手になることが想定されるとともに、競争の内容も、通信サービスのみならず、テレビや映像サービスも含めた総合情報通信サービスの提供へと変化していくのではないかと思われる<sup>24)</sup>。

#### (4) 地域競争促進に重要な政策

CPUCでは、地域競争促進に最も重要な政策として、既存地域通信事業者のネットワークの開放を義務づけたオープンネットワーク政策をあげ、この政策なしには、地域競争の進展はなかっただろうと述べている。また、番号ポータビリティやダイヤリングパリティの確保、相互接続のガイドラインの作成など、公正な競争に必要なルールの策定も重要な政策としてあげている。さらに、既存地域通信事業者が、内部補助などによりコスト以下でサービスを提供することを防止するためのプライスフロア（料金下限）の設定も有効な政策であったと指摘している。

これらの競争ルールが策定された後は、既存地域通信事業者が、これらのルールを遵守し、競争に協力的な行動を取り続けるかどうかという点が重要になる。そのためには、271条関係でも行われているとおり、既存地域通信事業者の業績を定期的に測定し、一定の基準を下回ることがあれば、罰則を与えるなどの仕組みが有効になろう<sup>25)</sup>。現在、カリフォルニア州でも、パシフィック・ベル

の271条の申請準備にあわせて、そのための取り組みが進められているところである。今後、規制機関としては、こうした仕組みの下で、既存事業者の業績を監視し、必要があれば是正措置を講じていくといった“競争ボリス”としての役割が求められていくだろうと予見している。

## 8 おわりに

アメリカでは、地域市場を開放しただけでは地域競争の進展は期待できないとして、既存地域通信事業者のネットワークの開放を義務づけるとともに、競争を具体的に実施していくための各種競争ルールの策定を行ってきている。カリフォルニア州公益事業委員会も、「既存地域事業者のネットワークの開放がなければ、地域競争は進まなかった」と述べているとおり、アメリカでは、このオープンネットワーク政策は、地域競争の進展に重要な政策として一定の評価を得ている。ただ、施設ベースの事業者の参入が進まない限り本当の競争とは言えず、施設ベースではまだほとんど競争が進んでいないことも指摘されている。また、UNEは、かえって、競争事業者の施設への投資意欲を失わせる可能性があるとの批判もある。

しかし、アメリカのネットワーク開放政策は、独占事業者であった既存地域通信事業者に対し顧客を失う危機感を与えられること、競争事業者にとっては、顧客ベースの確立や市場情報の獲得が可能になることにより、将来、自己の施設建設へと円滑に移行する可能性を高められることから、アメリカの地域競争を早期に起動させ、促進につなげていく上では有効な政策であったといえよう。

我が国でも1985年の電気通信自由化以来、地域

23) FCC, “Telecommunications @ the Millennium”(2000)

24) アメリカでは、ケーブル会社が所有するネットワーク開放の議論も進んでいる。

25) GAOによる調査では、司法省とほぼ全ての州の公益事業委員会が、既存地域通信事業者の業績測定の基準策定と実施が、地域競争にとって非常に重要であると主張している。“Development of Competition in Local Telephone Markets”(2000) p31.

市場への参入を可能としてきたが、地域競争はほとんど進展していない。このことから明らかとなり、地域通信においては、競争促進のための具体的な措置なしに、自発的な競争進展を期待するのは難しいといえる。アメリカ型の既存地域通信事業者のネットワークの開放政策は、アメリカにおける事業者自身の要望を反映したものであるが、市場動向や事業者のビジネス戦略などは国や地域によっても異なる上、必要なルールの策定や事業者間調整に多大な時間とエネルギーを要することから、全ての国で望まれる方法とは限らない。また、利害関係者が参加し、それぞれが自己の正当性を主張し、それらを調整していくといったプロセスを経てルールの策定していくという、関係者の自己責任原則を基礎とした規制スタイルをとるアメリカだからこそ、こうしたやり方が要望さ

れ、かつ、機能しているとも言える。よって、こうしたネットワーク開放の手法を他国へ適用するかという点については一概には判断できず、それぞれの事情を踏まえた上で検討していくことが必要であろう。

一方、具体的な競争ルールを策定したり、ユニバーサルサービス等の在り方も含めた公正な競争条件を整備していくといったことは、地域通信競争を機能させる上で必要な政策といえよう。また、競争ルールが確立した後も、アメリカで行われている旧ベル系地域通信事業者に対するLATA間通信進出とのトレードオフや業績測定システムのように、既存地域通信事業者に競争協力的なインセンティブを与える措置も併せて検討していくことが重要と思われる。

#### 参考文献

- 山口一臣 [1994] 『アメリカ電気通信産業発展史 ベル・システムの形成と解体過程』 同文館
- “ AT&T Corp. v. Iowa Utilities Bd. ”, 525 U.S. 366 [1999]
- State of California, Public Utilities Commission [1998] “ Decision 98 12 069 ”
- State of California, Public Utilities Commission [1994] “ Decision 94 12 053 ”
- United States, FCC [2000] “ Telecommunications @ the Millennium ”
- United States, FCC [2000] “ Trends in Telephone Service ”
- United States, FCC [2000] “ Memorandum Opinion and Order, ” FCC99 404
- United States, FCC [1999] “ Third Report and Order and Fourth Further Notice of Proposed Rulemaking, ” FCC99 238
- United States, FCC [1999] “ Local Competition: August 1999 ”
- United States, FCC [1998] “ Notice of Proposed Rulemaking , ” FCC98 72
- United States, FCC [1996] “ First Report and Order, In the Matter of Implementation of the Local Competition Provisions in the Telecommunications Act of 1996 , ” FCC96 325
- United States, General Accounting Office [2000] “ Development of Competition in Local Telephone Markets ”

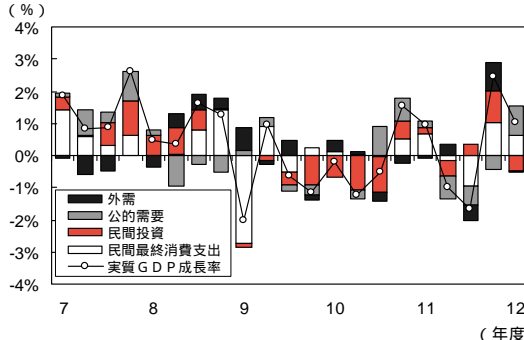


## 日本経済

### 景気の現状

国民所得統計速報・・・4－6月期の実質GDPは、前期比+1.0%と2四半期連続のプラス成長に

実質GDP成長率(季調済み前期比、%)と需要項目別寄与度



実質GDP需要項目別伸び率(寄与度)の推移

		平成 10年度	平成 11年度	11年度		12年度
				7-9月	10-12月	4-6月
実質国内総生産	前期比	1.9	0.5	1.0	1.6	2.5
国内民需	寄与度	(2.0)	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(2.0)
民間最終消費	前期比	0.2	1.2	0.2	1.6	1.7
民間住宅	前期比	10.9	5.7	3.2	5.8	6.6
民間企業設備	前期比	6.6	2.8	1.6	3.2	4.8
民間在庫	寄与度	(0.5)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)
公的需要	寄与度	(0.2)	(0.1)	(0.7)	(0.6)	(0.4)
政府最終消費	前期比	1.5	0.7	0.9	0.1	0.8
公的固定資本	前期比	0.9	0.7	8.5	5.4	7.5
政府在庫	寄与度	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.1)
外需	寄与度	(0.3)	(0.2)	(0.4)	(0.5)	(0.9)
輸出	前期比	3.8	5.9	5.0	0.7	5.7
輸入	前期比	7.1	8.7	2.8	5.0	0.1

(注) 括弧内の数字は寄与度。年度の伸び率は前年度比。

#### 《ポイント》

- ・「四半期別国民所得統計速報」によると、平成12年4-6月期の実質GDPは、個人消費と公共投資の伸びに支えられ、季調済み前期比で+1.0%（年率+4.2%）と2四半期連続のプラス成長となった。
- ・需要項目別にみると、設備投資は、前期比-3.3%と3四半期ぶりにマイナス、住宅投資も同-0.8%と2四半期ぶりにマイナスに転じた。しかし、消費が同+1.1%と2四半期連続でプラスとなったことから、国内民需は前期比寄与度+0.2%ポイントとなった。公的需要は、公的固定資本形成が前期比+13.6%と4四半期ぶりにプラスに転じたことが主因となり、前期比寄与度+0.9%ポイントとなった。この結果、内需は同+1.0%ポイントと2四半期連続でプラス寄与となった。外需は、輸出が前期比+3.9%、輸入も同+4.9%と2四半期ぶりにプラスに転じ、外需の寄与度は前期比-0.0%ポイントとなった。

(出所：経済企画庁 9月11日発表)

#### 【概要】

##### 全体

・景気は緩やかな改善を継続。各種の政策効果やアジア経済の回復等の影響に加え、企業部門を中心に、自律的回復に向けた動きが続いている。個人消費は所得が下げ止まってきており、概ね横ばい。住宅建設はマンション等は堅調だが、全体では概ね横ばい。設備投資は好調な動きが続いており、公共投資は前年に比べて低調な動き。輸出は欧米向けに減速がみられるが、基調としてはアジア向けを中心に緩やかに増加。生産は堅調に増加。雇用情勢は依然として厳しいが、残業時間や求人が増加傾向にあるなど改善の動きも。

##### 内需面

- ・7月の実質家計消費支出：前年同月比-2.6%(3か月連続の減少)
- ・7月の新設住宅着工戸数：年率換算値で116.4万戸(7か月ぶりの120万戸割れ)
- ・7月の機械受注(船舶・電力を除く民需)：前月比-11.7%(3か月ぶりの減少)
- ・7月の公共工事請負金額(前払金保証実績)：前年同月比-16.7%(2か月連続の減少)

##### 外需面

- ・7月の通関貿易黒字：前年同月比-19.3%(2か月ぶりの縮小)

##### 生産面

- ・7月の鉱工業生産指数：前月比-0.7%(3か月ぶりに低下)
- ・7月の在庫率指数(=在庫/出荷)：前月比+2.7%(3か月ぶりに上昇)

##### 雇用面

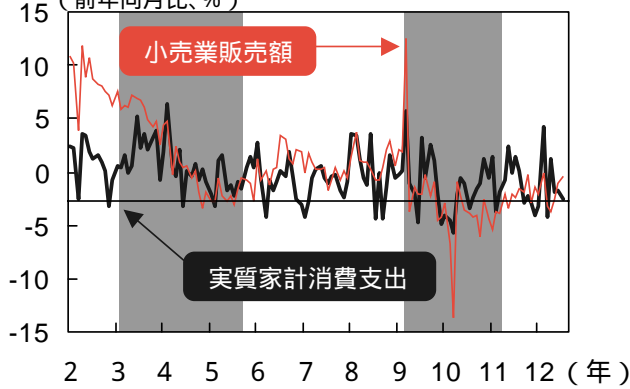
- ・7月の完全失業率：4.7%(前月比横ばい)
- ・7月の有効求人倍率：0.60倍(2か月連続の改善)

##### 物価面

- ・7月の全国消費者物価(生鮮食品を除く総合)：前年同月比-0.3%。8月の国内卸売物価：同+0.2%。

## 家計部門

実質家計消費支出……7月は前年同月比 - 2.6%と3か月連続の減少  
(前年同月比、%)



(注) シャドーは景気後退期を示す

### 《ポイント》

- ・実質家計消費支出は、前年同月比 - 2.6%と3か月連続で減少した。通信費、教養娯楽用耐久財は共に同 + 20%台と好調だったが、被服関係費や自動車等購入費等の落ち込みが大きかった。
- ・小売業販売額は、7業種中「飲食料品小売業」等4業種で前年比減少したが、「燃料」、「家庭用機械器具」小売業等の大幅増加により、全体の減少幅は同 - 0.5%と前月より0.5%ポイント縮小した。

(出所：総務庁 9月5日発表  
通商産業省 8月30日発表)

## 企業部門

鉱工業生産……7月の鉱工業生産指数は前月比 - 0.7%と3か月ぶりに低下  
(平成7年 = 100)



(注) シャドーは景気後退期を示す。12年8月、9月の点は予測値。

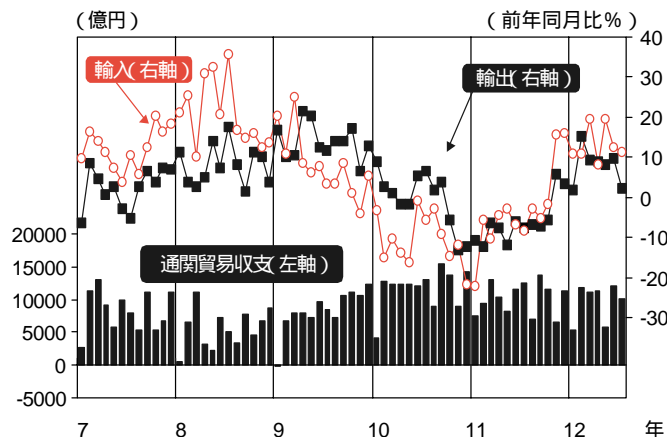
### 《ポイント》

- ・出荷指数は前月比 - 1.7%と2か月ぶりに低下した。在庫指数は同 - 0.1%と2か月ぶりに低下した。この結果、在庫率指数は前月比 + 2.7%と3か月ぶりに上昇した。
- ・生産予測指数は、8月が前月比 + 3.9%、9月が同 - 3.4%と一旦上昇した後、再び低下が見込まれている。
- ・通産省は、「総じて見れば、生産は緩やかな回復傾向にある」とし、前月からの総括判断を継続した。

(出所：通商産業省 8月30日発表)

## 海外部門

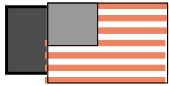
通関貿易収支……7月の通関貿易黒字は前年同月比 - 19.3%と2か月ぶりの縮小



### 《ポイント》

- ・輸出は、アジア向けが前年同月比で14か月連続のプラスとなったが、米国向け及びEU向けがマイナスに転じたことから、全体では + 2.2%と6月の + 9.8%に比べプラス幅を縮小させた。
- ・輸入は、EUからの輸入が2か月連続のマイナスとなったが、米国及びアジアからの輸入がプラスを続け、全体でも同 + 11.2%と9か月連続のプラスとなった。
- ・この結果、通関貿易黒字は、前年同月比 - 19.3%の1兆27億円となり、2か月ぶりで前年同月の水準を下回った。

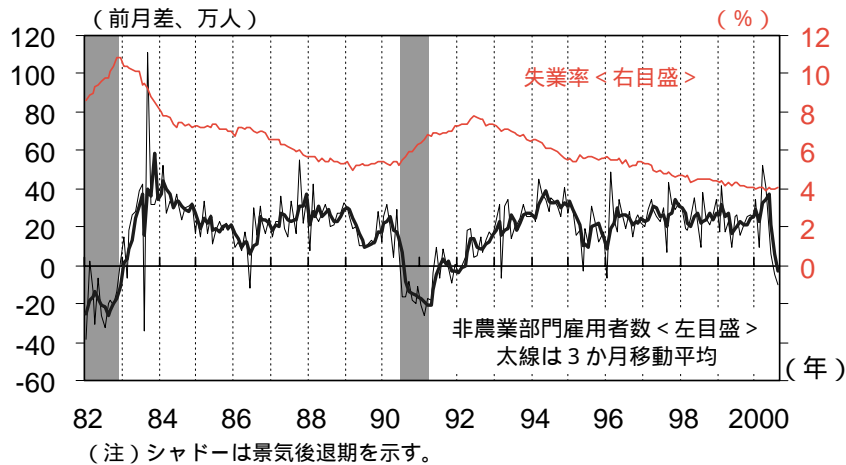
(出所：大蔵省 8月29日発表)



# 米 国 経 済

## 景 気 の 現 状

○雇用の現状・・・8月の非農業部門雇用者数は、前月差 - 10.5万人の減少



### 《ポイント》

- ・ 8月の非農業部門雇用者数は、前月差 - 10.5万人減少し、2か月続けての減少となった。91年4月以来の大幅な減少となっている。国勢調査の終了や、一部企業のストライキなどの影響も見られた。内訳をみると、建設業が前月から横這い、製造業は同 - 7.9万人の減少となった。サービス生産部門では、政府雇用が同 - 12.2万人の減少、小売りが同 - 3.5万人の減少となるなど、低調な結果となり、全体では同 - 2.6万人の減少となった。
  - ・ 失業率は、前月より0.1%ポイント上昇し4.1%となった。インフレ関連指標とされる平均時給は、前月比 + 0.3%の上昇となっている。
- (出所：労働省 9月1日発表)

### 【概要】

#### 全体

- ・ **米国経済は堅調ながらも、一部に減速の兆しも。**
- ・ 4 - 6月期の実質GDP(改定値)：前期比年率 + 5.3%。
- ・ 8月のNAPM(全米購買部協会)製造業景況指数：49.5(1年6か月振りの50ポイント割れ)。

#### 内需面

- ・ 7月の小売売上高：季節調整済み前月比 + 0.7%(自動車を除くベースは + 0.6%)。
- ・ 7月の住宅着工件数：季節調整済み前月比 - 3.3%。
- ・ 7月の非軍需資本財受注(除く航空機)：季節調整済み前月比 - 3.7%。

#### 外需面

- ・ 6月の貿易・サービス収支(国際収支ベース、季節調整値)の赤字幅：前月比 + 1.0%の306.2億ドル(輸出同 + 4.6%、輸入同 + 3.7%)。
- ・ 6月の対日貿易赤字：63.1億ドル(前月より6.3億ドルの減少)。

#### 生産面

- ・ 7月の鉱工業生産指数：季節調整済み前月比 + 0.4%(製造業は同 + 0.5%)。

#### 物価面

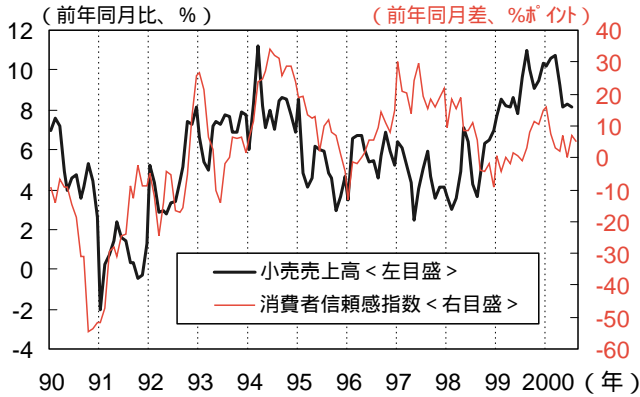
- ・ 7月の生産者物価：前年同月比 + 4.1%(コアは + 1.5%)。
- ・ 7月の消費者物価：前年同月比 + 3.5%(コアは + 2.4%)。

#### 金融政策

- ・ F F(フェデラルファンド)金利誘導目標...6.5%。公定歩合...6.0%。

## 家 計 部 門

○小売売上高(7月)...季節調整済み前月比+0.7の増加



《ポイント》

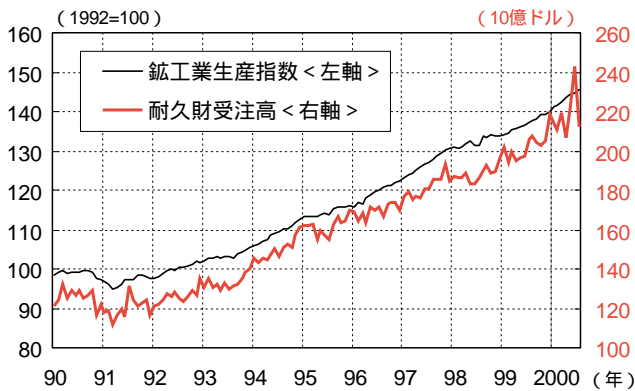
- ・4～5月にかけて伸び率が鈍化していた売上高も、やや持ち直しつつある。自動車の前月比+1.1%の増加となり、変動の大きい自動車を除くベースでは前月比+0.6%の増加となった。耐久財は同+1.2%、非耐久財は同+0.4%と、それぞれ増加となっている。
- ・8月の消費者信頼感指数は、前月より1.9ポイント低下し、141.1となった。

(出所：商務省 8月11日発表)

(コソアリスポート 8月29日発表)

## 企 業 部 門

○鉱工業生産指数(7月)...季節調整済み前月比+0.4%



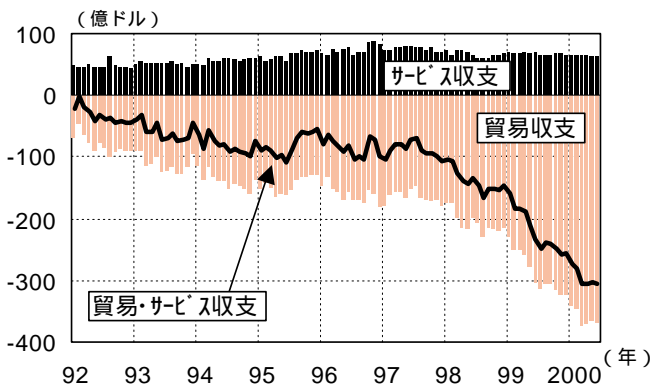
《ポイント》

- ・鉱工業生産は、引き続き堅調に推移している。消費財は減少となったものの、設備財が前月比+1.6%増加し、製造業全体では同+0.5%の増加となっている。
- ・鉱工業設備稼働率は、前月とほぼ水準の82.3%となった。
- ・生産・出荷等の先行指標とされる耐久財新規受注は、前月比-12.4%の減少。輸送機器を除くベースも同-4.8%の減少となった。(出所：FRB 8月15日発表)

商務省 8月24日発表)

## 海 外 部 門

○貿易・サービス収支(6月)...国際収支ベース(季節調整値)の赤字は、306.2億ドル



《ポイント》

- ・貿易・サービス収支は、306.2億ドルと、4か月続けて300億ドルを上回る高水準の赤字となった。輸出が前月比+4.6%と、輸入の同+3.7%を上回る勢いで増加したものの、全体では同+1.0%の赤字の拡大となった。
- ・対日貿易赤字は、季節調整前で63.1億ドルとなり、前月より6.3億ドル減少したものの、対中赤字は72.2億ドルと大幅に拡大した。

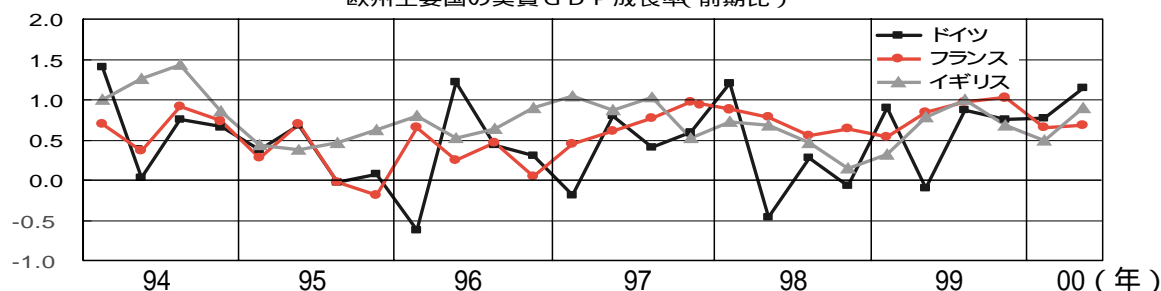
(出所：商務省 8月18日発表)

# 欧州経済

## 景気の現状

ドイツ、フランス、イギリス...景気拡大

欧州主要国の実質GDP成長率(前期比)



《ポイント》

2000年第2四半期の実質GDP成長率は、3か国とも前期比及び前年同期比の成長率が前期より好調。需要項目別には、ドイツでは民間消費、フランスは企業の設備投資が好調であった。

【ドイツ】

・実質GDP成長率は前期比+1.1%、前期比年率+4.7%と堅調。ユーロ安による輸出も順調であった。

【フランス】

・実質GDP成長率は前期比+0.7%、前期比年率+2.7%と堅調。事前予想はやや下回る結果。

【イギリス】

・実質GDP成長率は前期比+0.9%、前期比年率+3.6%と堅調。

(出所：独連邦統計庁、仏国立統計経済研究所、英中央統計局)

### 【概要：欧州経済】

全体

・欧州全域で景気改善を示す。ユーロ安、原油高等の圧力によるインフレ懸念も存在。

内需面

・[ドイツ]7月の国内資本財新規受注：前月比-0.8%、前年同月比+7.2%。

7月の製造業新規受注：前月比+0.7%、前年同月比+12.5%。

6月の小売売上数量：前月比-1.3%、前年同月比+1.0%。

・[フランス]6月の工業品家計消費：前月比+0.1%、前年同月比では+6.2%。

・[イギリス]6月の小売売上数量：前月比+0.1%、前年同月比+4.0%。

外需面

・[ドイツ]6月の貿易収支：108億マルクの黒字、前年同月比-1.3%と縮小。

7月の国外向け製造業新規受注：前年同月比+20.0%。

・[フランス]6月の貿易収支：74億フランの黒字、前年同月比-35.6%と縮小。

・[イギリス]6月の貿易収支：23億ポンドの赤字、前年同月比+9.2%と拡大。

生産面

・[ドイツ]7月の鉱工業生産指数：前月比+3.5%、前年同月比+5.7%。

・[フランス]6月の鉱工業生産指数(除く建設)：前月比-0.6%、前年同月比+3.5%。

・[イギリス]7月の鉱工業生産指数：前月比-0.1%、前年同月比+1.1%。

雇用面

・[ドイツ]8月の失業率：9.5%(前月比変わらず。高水準ながら低下傾向)。

・[フランス]7月の失業率：9.7%(前月比+0.1%ポイント。失業者数も0.9万人増の233.8万人)。

・[イギリス]7月の失業率：3.7%(前月比-0.3%ポイント、3か月ぶり低下。75年11月以来の低水準)。

物価面

・[ドイツ]8月の消費者物価：前年同月比-0.2%、7月の生産者物価：前年同月比+3.3%。

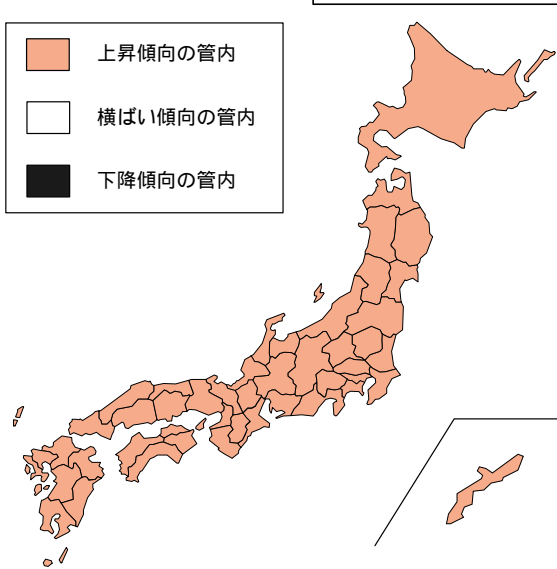
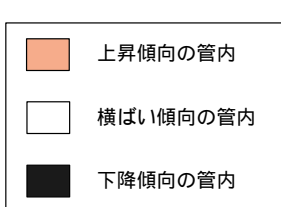
金融政策

・ECB(欧州中央銀行)の政策金利：8月31日に4.25%から4.5%へ(物価上昇圧力抑制のため0.25%引上げ)。

・イングランド銀行の政策金利：2月10日以降、6.00%のまま据え置き。

# 地域経済

## 総合的な指標の動き



### 《6月の動き》

- ・上昇傾向の管内：北海道、東北、関東、東京、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄
- ・横ばい傾向の管内：なし
- ・下降傾向の管内：なし

以下の指標を用いて郵政局管内別地域経済総合指標（C I）を作成し、後方3か月移動平均後の前月比増減をもとに傾向を判断する。

一致指標... 鉱工業生産（季節調整値）、有効求人倍率（季節調整値）、大型小売店販売額（店舗調整済）、入域観光客数（沖縄のみ）

先行指標... 新設住宅着工戸数、建築着工床面積（商工業・サービス用）、新車販売台数（乗用車）

遅行指標... 実質家計消費支出

景気判断には9月12日現在発表の指標を用いており、今後新しい指標の公表や改定により判断を変更する場合があります。

（：上昇、：横ばい、×：下降）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	12年1月	2月	3月	4月	5月	6月
北海道	-	x	-	-									
東北													
関東	-	-	x	-									
東京	-												
信越													
北陸	-												
東海	x	x	-										
近畿													
中国	x	x	-	-									
四国	x	-											
九州	-												
沖縄	-	-	x	x									
全国	-	-											

## 主要経済指標の動き

6月の鉱工業生産指数（季節調整値）は、北海道等5管内が前月比下降、沖縄等7管内が同上昇となった。有効求人倍率（季節調整値）は、四国管内が前月比下降、近畿及び九州管内が同横ばい、その他9管内が同上昇となった。大型小売店販売額（店舗調整済）は、沖縄管内が前年比増加、その他11管内が同減少となった。建設関連の指標のうち新設住宅着工戸数は、中国等7管内が前年比減少、その他5管内が同増加となった。建築着工床面積は、東北及び東京管内が前年比減少、その他10管内が同増加となった。新車販売台数については、沖縄管内が前年比減少、その他11管内が同増加となった。実質家計消費支出は、信越等5管内が前年比減少、北海道等7管内が同増加となった。

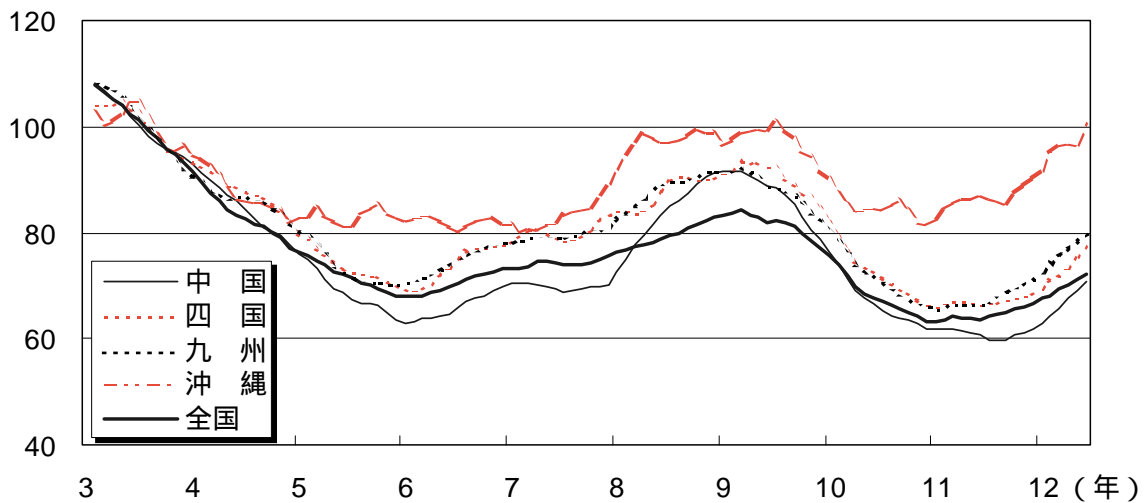
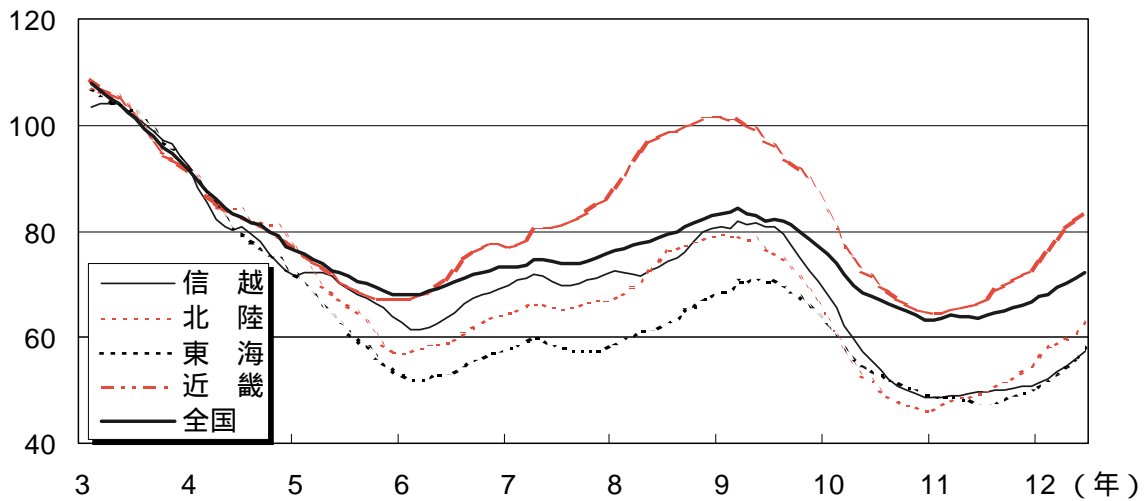
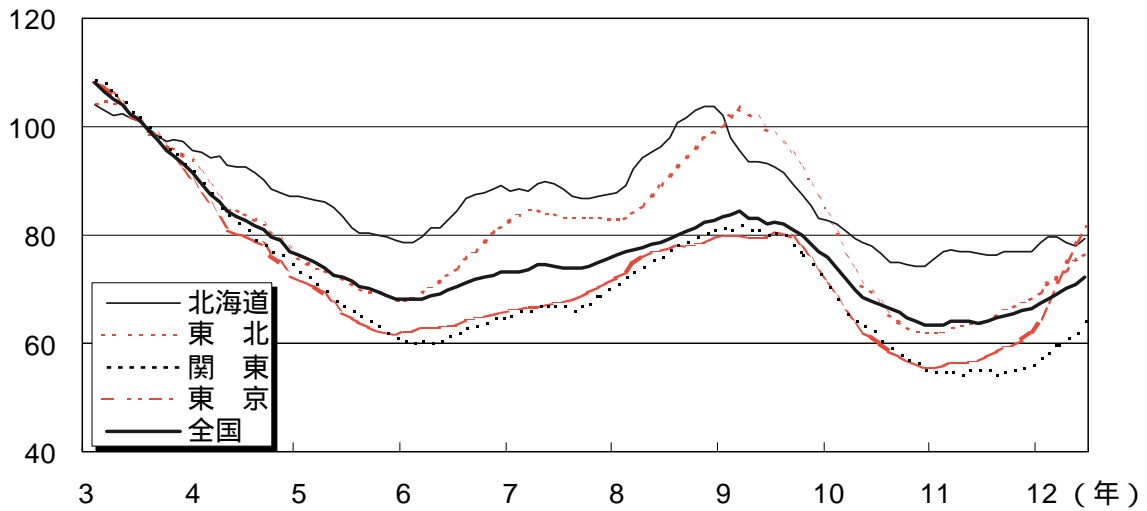
	北海道	東北	関東	東京	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
鉱工業生産指数（季節調整値、前月比）	-2.7	-0.9	3.4	0.1	1.2	1.9	3.4	-0.1	-1.2	-1.7	0.8	7.9	1.9
有効求人倍率（季節調整値、前月差）	0.06	0.02	0.03	0.03	0.02	0.01	0.03	0.00	0.01	-0.01	0.00	0.03	0.03
大型小売店販売額（店舗調整済、前年比）	-5.6	-4.4	-4.7	-4.8	-4.6	-2.4	-5.1	-4.4	-5.2	-2.8	-3.7	1.9	-4.6
新設住宅着工戸数（前年比）	-1.8	-11.8	-0.3	17.9	-15.1	1.2	-5.2	3.7	-19.2	1.2	-10.1	41.8	-1.2
建築着工床面積（商工業・サービス用、前年比）	4.9	-5.3	48.1	-3.7	45.9	11.5	33.8	9.6	59.9	72.5	42.0	102.1	26.8
新車販売台数（乗用車、前年比）	6.3	6.9	9.0	3.6	4.4	2.7	6.2	6.1	5.7	3.7	3.3	-3.9	6.1
実質家計消費支出（前年比）	13.4	-1.7	0.5	4.1	-13.9	-6.7	5.1	-2.4	-6.8	7.9	10.2	2.0	-2.7
C I平成3年 = 100、後方3か月移動平均	79.4	76.6	63.6	81.5	57.3	62.5	57.2	83.3	70.7	77.0	80.0	100.4	72.2
C I平成3年 = 100、後方3か月移動平均、前月比	1.7	1.9	2.9	4.1	2.3	3.0	2.9	1.7	2.2	2.4	2.2	4.1	1.7

（資料）：通商産業省、各都道府県：労働省：通商産業省：建設省：日本自動車販売協会連合会：総務庁  
 なお、管内ごとのデータについては、各都道府県別データをもとに郵政研究所にて集計



## 地域経済の動向

管内別地域経済総合指標（平成3年 = 100、後方3か月移動平均）の推移



#### 北海道管内

地域経済総合指標（C I型：コンポジット・インデックス型、平成3年=100、後方3か月移動平均、以下同様）は、11年4月以降下落基調で推移し、8月から上昇に転じたが、12年4月以降は再び低下傾向となっていた。しかし6月は、有効求人倍率の改善や実質家計消費支出の増加等により、前月比+1.7%の79.4となった。総合的な判断も、下降傾向から上昇傾向に転じた。

#### 東北管内

地域経済総合指標は、11年2月から上昇基調に転じた。その後も堅調に上昇を続け、12年6月は前月比+1.9%の76.6となった。総合的な判断も、上昇傾向を継続している。

#### 関東管内

地域経済総合指標は、11年9月から上昇基調に転じた。その後も堅調に上昇を続け、12年6月は前月比+2.9%の63.6となった。総合的な判断も、上昇傾向を継続している。

#### 東京管内

地域経済総合指標は、11年2月以降、上昇基調で推移している。12年6月も前月比+4.1%の81.5となり、総合的な判断も、上昇傾向を継続している。

#### 信越管内

地域経済総合指標は、11年3月以降、上昇基調で推移している。12年6月も前月比+2.3%の57.3となり、総合的な判断も、上昇傾向を継続している。

#### 北陸管内

地域経済総合指標は、11年2月以降、上昇基調で推移している。12年6月も前月比+3.0%の62.5となり、総合的な判断も、上昇傾向を継続している。

#### 東海管内

地域経済総合指標は、11年に入ってしばらくは下落基調で推移していた。しかし、11年8月以降は再び上昇基調で推移しており、12年6月も前月比+2.9%の57.2となった。総合的な判断も、上昇傾向を継続している。

#### 近畿管内

地域経済総合指標は、11年2月以降は上昇基調で推移している。12年6月も前月比+1.7%の83.3となっており、総合的な判断も、上昇傾向を継続している。

#### 中国管内

地域経済総合指標は、11年9月までは下落基調で推移していたものの、それ以降は上昇基調で推移している。12年6月も前月比+2.2%の70.7となっており、総合的な判断も、上昇傾向を継続している。

#### 四国管内

地域経済総合指標は、11年7月以降は上昇基調で推移している。12年6月も前月比+2.4%の77.0となっており、総合的な判断も、上昇傾向を継続している。

#### 九州管内

地域経済総合指標は、11年2月は上昇基調で推移している。12年6月も前月比+2.2%の80.0となっており、総合的な判断も、上昇傾向を継続している。

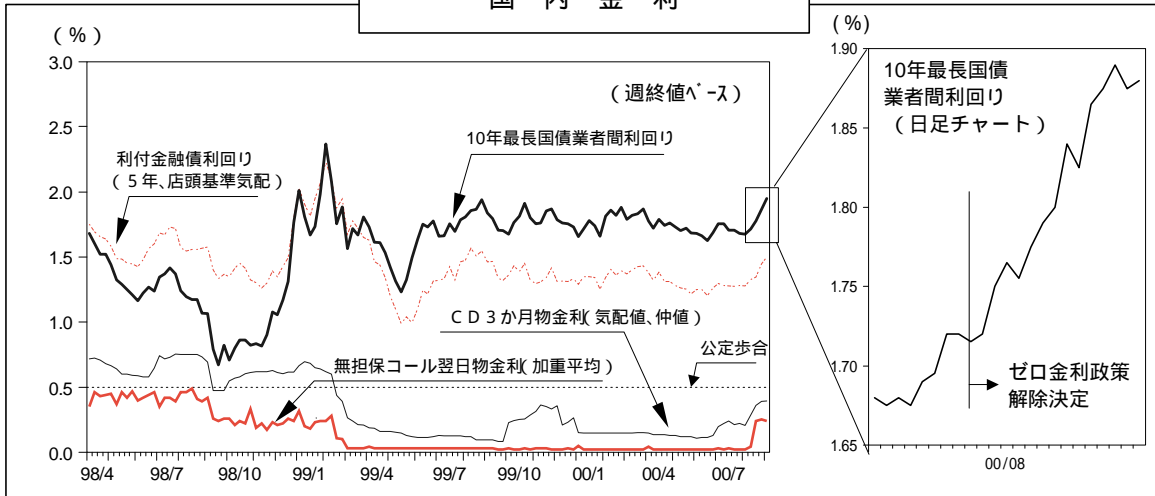
#### 沖縄管内

地域経済総合指標は、11年10月から上昇基調で推移していたが、12年5月には8か月ぶりの減少に転じた。しかし、12年6月は、鉱工業生産指数の上昇や建設関連指標の改善等により、前月比+4.1%の100.4と大幅に上昇した。総合的な判断も、横ばい傾向から上昇傾向に転じた。



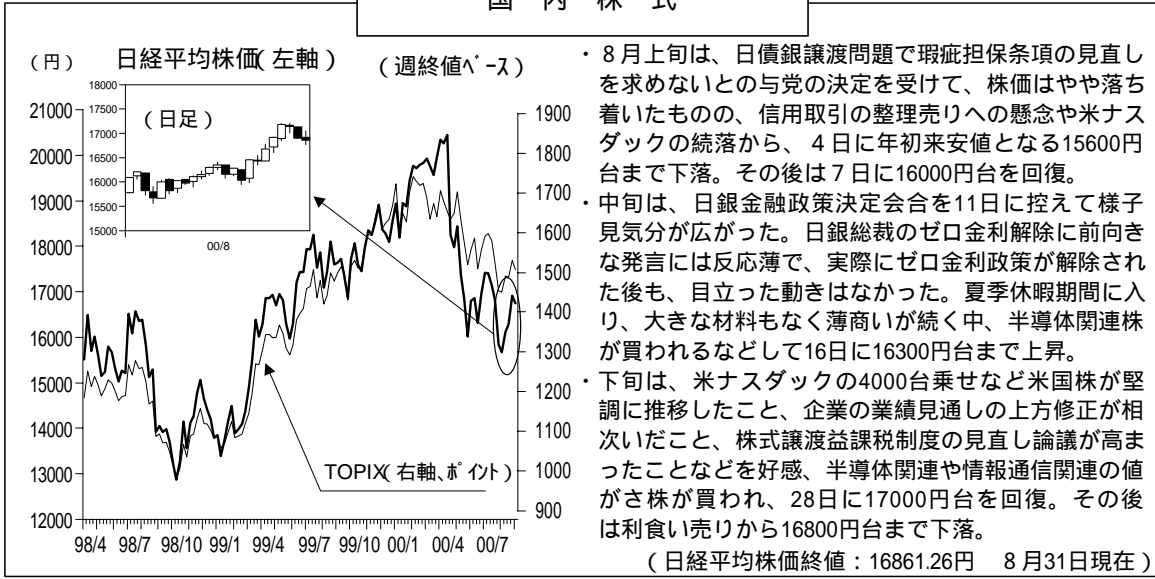
# 金融市場（8月期）

## 国内金利



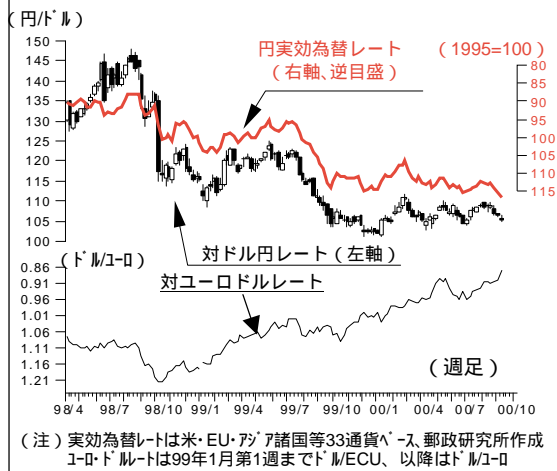
- ・ 8月の無担保コール翌日物金利は、9日までは0.02%で推移していたが、11日の日銀金融政策決定会合を控えて徐々に上昇。ゼロ金利政策解除後は17日に0.28%まで上昇。その後は0.24～0.26%で推移。  
(無担保コール翌日物加重平均金利：0.25% 8月31日現在)
- ・ 8月のCD 3か月物金利は、ゼロ金利政策解除に伴い、24日に0.35%まで上昇。  
(CD 3か月物金利0.35% 8月24日現在)
- ・ 8月上旬の10年最長国債利回り（業者間）は、4日の山口日銀副総裁の講演を受けて一旦はゼロ金利解除観測が後退したものの、連日の日銀総裁によるゼロ金利解除に前向きな発言、予想を上回る機械受注統計、主要各紙によるゼロ金利解除観測報道などを受けて、1.745%まで上昇。  
中旬は、11日の日銀金融政策決定会合でのゼロ金利解除には反応薄だったが、堅調な株価や22日に10年債の入札を控えていることを背景に徐々に上昇し、18日に1.775%まで上昇。  
下旬は、日経平均株価の17000円台回復、22日入札の新発10年債の販売不振、自民党議員による年内追加利上げの可能性との発言などを受けて、29日に1.900%まで上昇。1.9%台は3月28日以来約5か月ぶり。  
(10年最長国債業者間利回り引け値：1.880% 8月31日現在)

## 国内株式



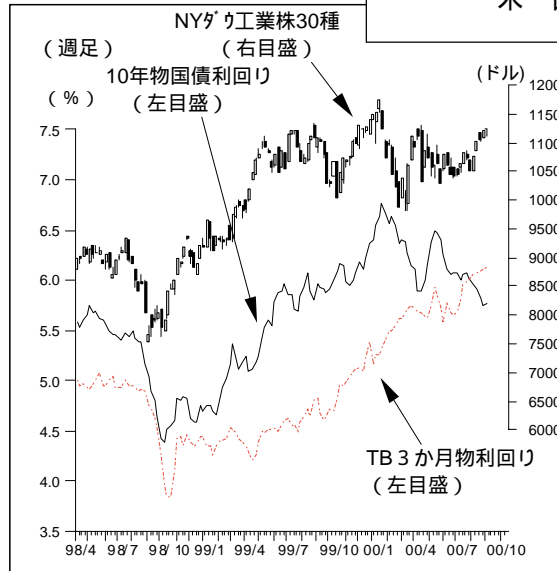
(日経平均株価終値：16861.26円 8月31日現在)

## 為 替



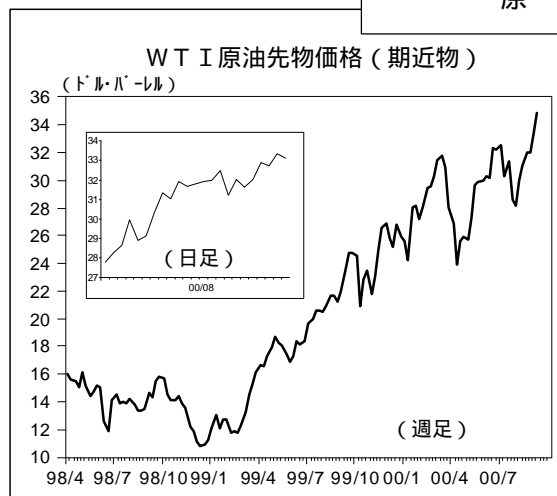
- 8月上旬は、日銀総裁が国会答弁でゼロ金利解除への強い意欲を示したことを受けて8月11日の日銀金融政策決定会合での解除の思惑が高まり、107円半ばまで円高が進行。
- 11日のゼロ金利解除後は、海外中心にゼロ金利の解除が景気回復の阻害要因となるとの見方から109円半ばまで続落。夏休みで商いが閑散となる中、輸出企業の円買いから円が108円前半まで反発。
- 下旬は、米FOMCでの政策金利据置決定には反応せず、日銀による年内追加利上げ観測や日経平均株価の17000円台回復等で30日に7月5日以来の105円台まで円高が進行。
- ユーロは利上げによる欧州経済の先行き懸念や通貨当局に対する不信感から30日に94.00円と最安値を更新。  
 (ドル・円レート東京終値：106.41/44円 8月31日現在)

## 米 国 金 融



- 8月上旬の10年物国債利回りは、非農業部門の雇用者数が減少したことや、労働生産性が高い伸びとなったことなどを好感し、金利は大幅に低下した。中旬は、利食い売りなどで一時的に上昇する場面も見られたが、物価の落ち着きなどを背景に、低位で推移した。下旬は、FOMCでは事前の予想通り利上げは見送られたものの、景気の減速に言及し、新規の材料に乏しい中、5.71%まで低下した。  
 (10年物国債利回り終値：5.71% 8月31日現在)
- 8月上旬のNYダウは、ハイテク株が一進一退を続ける中、利上げ打ち止め観測を背景に大型優良株を中心に堅調に推移した。中旬は、物価の落ち着きなどを好感し、4月以来の11000ドル台を回復したが、その後はもみ合いとなった。下旬は、幅広い銘柄に買いが入り、小幅ながら連日上昇を続ける展開となった。特にハイテク株が堅調となり、ナスダック指数は4200ポイントを上回った。  
 (NYダウ終値：11215.10ドル 8月31日現在)

## 原 油



- 8月上旬は、米原油在庫が2週連続して大幅減少し76年3月以来の低水準に落ち込んだことを受けて、供給不足懸念から続伸し、31ドル台まで約4ドル上昇。
- 中旬は、原油在庫の増加観測で利食い売りが出るものの、歴史的な低在庫水準に加え世界的な需要拡大に伴う需給逼迫懸念から徐々に上昇。OPEC議長の次回総会まで増産はないとする発言も支援材料となり一時32ドル後半まで上昇。
- 下旬は、急騰を受けた利食い売りや米政府の戦略原油備蓄の放出も辞さないとの声明で下落する場面があったが、米原油在庫の予想以上の減少が続いたことでOPECの価格帯メカニズムによる日量50万バレルの増産では、暖房油を中心に今冬の需要に十分に対処できないとの懸念が高まり、投機的な買いも入って33ドル前半まで続伸。  
 (WTI原油期近物終値：33.12ドル 8月31日現在)

国内経済指標

	10年度	11年度	11年			12年		
			10-12月期	1-3月期	4-6月期	5月	6月	7月
<b>実質GDP (1990年価格)</b>	-1.9	0.5	-1.6	2.5	1.0	---	---	---
<b>消費</b>								
実質消費支出								
全国・全世帯	-1.3	-1.2	-3.1	-1.4	-0.8	-1.9	-1.8	-2.6
勤労者世帯	-0.9	-1.3	-3.2	-0.4	0.0	-1.2	-2.6	-3.6
勤労者以外の世帯	-1.8	-0.7	-2.8	-3.1	-1.8	-2.8	0.4	0.2
小売業販売額	-3.8	-2.0	-1.5	-1.9	-2.5	-2.6	-1.0	-0.5
<b>住宅着工</b>								
新設住宅着工戸数	-12.1	4.0	2.1	4.4	-0.8	-1.1	-1.2	-0.8
<b>労働</b>								
完全失業率 (季調済)	4.3	4.7	4.6	4.8	4.7	4.6	4.7	4.7
有効求人倍率 (季調済)	0.50	0.49	0.49	0.52	0.57	0.56	0.59	0.60
<b>生産</b>								
鉱工業生産指数 (季調済前期[年・月]比)	-7.1	3.2	1.3	0.8	1.6	0.3	1.9	-0.7
出荷指数 (季調済前期[年・月]比)	-6.2	3.4	2.0	0.5	1.7	0.7	2.7	-1.7
在庫指数 (季調済前期[年・月]比)	-9.8	-2.7	-1.7	2.4	-0.2	-0.5	0.0	-0.1
製造工業稼働率指数 (季調済前期[年・月]比)	-8.0	1.9	0.5	1.9	0.6	0.5	1.8	---
<b>設備投資</b>								
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	-18.6	0.6	6.1	11.7	20.2	17.7	28.2	17.9
建築着工床面積 (民間非居住用)	-17.0	-4.8	3.7	11.9	20.5	39.1	21.9	31.4
<b>物価</b>								
国内卸売物価指数	-2.1	-1.0	-0.7	-0.1	0.4	0.3	0.3	0.3
輸出物価指数	-0.9	-9.4	-8.1	-5.3	-7.8	-7.6	-7.8	-6.9
輸入物価指数	-6.6	-5.1	-2.7	4.7	1.0	0.8	0.2	2.3
全国消費者物価指数	0.2	-0.5	-1.0	-0.7	-0.7	-0.7	-0.7	-0.5
東京都区部消費者物価指数	0.3	-0.6	-1.2	-0.8	-1.0	-0.9	-1.2	-0.9
企業向サービス価格指数	-1.1	-1.2	-1.0	-0.7	-0.6	-0.5	-0.6	-0.7
<b>国際収支(億円)</b>								
経常収支	151,698	126,208	27,427	34,040	33,277	8,402	13,061	
貿易・サービス収支	95,630	78,485	18,574	20,447	20,630	3,180	9,714	
貿易収支	159,820	138,258	33,654	32,086	33,504	7,234	13,428	
輸出	476,441	467,018	118,112	118,558	122,168	37,030	43,109	
(前年比)	-4.5	-2.0	0.4	8.4	8.7	8.1	9.6	
輸入	316,622	328,760	84,458	86,474	88,664	29,796	29,681	
(前年比)	-12.7	3.8	10.9	15.6	14.0	20.5	13.7	
サービス収支	-64,119	-59,773	-15,080	-11,640	-12,874	-4,054	-3,714	
所得収支	70,656	58,665	11,358	17,173	14,557	5,894	3,637	
経常移転収支	-14,589	-10,942	-2,506	-3,578	-1,910	-672	-290	
貿易収支 (通関統計) (億円)	140,556	121,008	29,570	28,099	29,218	5,820	11,965	10,027
(前年比)	22.8	-13.9	-19.4	-6.0	-3.2	-29.0	2.9	-19.3
輸出	494,493	485,485	122,994	123,504	127,223	38,556	44,886	43,134
(前年比)	-3.8	-1.8	0.9	8.8	9.0	8.3	9.8	2.2
輸入	353,938	364,476	93,424	95,405	98,005	32,736	32,921	33,107
(前年比)	-11.4	3.0	9.6	14.1	13.3	19.4	12.6	11.2
<b>マネーサプライ</b>								
(前年比) (前年比)								
M2 + CD	4.0	3.6	3.0	2.2	2.3	2.2	1.9	2.0
広義流動性	2.9	3.8	3.5	2.7	3.2	3.1	3.2	3.2

(注1) 特に、指定のない限り前年度比、前年同期比、又は、前年同月比。  
(注2) なお、各指標値は前月10日までに発表されたもの。

海外経済指標

	98年	99年	1999年			2000年		
			10-12月期	1-3月期	4-6月期	5月	6月	7月
<b>米 国</b>								
実質GDP (前期比年率)	4.4	4.2	8.3	4.8	5.3	---	---	---
小売売上高	5.1	9.0	2.3	3.2	0.5	0.1	0.4	0.7
住宅着工件数	9.9	3.4	1.6	2.5	-7.5	-3.7	-1.8	-3.3
鉱工業生産指数	4.2	3.6	1.3	1.6	1.8	0.6	0.2	0.4
製造業新規受注	2.0	6.1	1.9	2.6	2.8	4.7	5.2	-7.5
失業率 (%)	4.5	4.2	4.1	4.1	4.0	4.1	4.0	4.0
非農業部門雇用者数 (前月比増加数、千人)	251	229	258	324	213	171	57	(8月) 41
生産者物価指数 (最終財・前年比)	-0.9	1.8	2.9	3.7	4.0	3.9	4.3	4.1
消費者物価指数 (総合・前年比)	1.6	2.7	2.6	3.2	3.2	3.1	3.7	3.5
貿易・サービス収支 (国際収支ベース・季調値・億)	-1,669.0	-2,649.7	-762.8	-861.8	-914.3	-303.1	-306.2	---
対日貿易収支 (通関ベース・原数値・億)	-640.3	-739.2	-205.1	-191.4	-205.8	-69.4	-63.1	---
<b>ドイツ</b>								
実質GDP成長率 (前期比%)	---	---	0.8	0.8	1.1	---	---	---
(前年同期比%)	1.8	1.4	2.4	2.3	3.6	---	---	---
鉱工業生産指数 (前期比%)	3.4	1.5	0.8	1.0	1.4	2.7	-3.7	3.5
製造業新規受注 (前期比%)	3.1	2.9	1.7	1.1	5.4	2.2	-0.1	0.7
設備稼働率 (%)	86.7	85.8	87.0	88.0	87.7	---	---	---
小売売上数量 (前年同期比%)	0.4	0.5	0.4	-1.0	3.4	3.4	1.0	---
新車登録台数 (前年同期比%)	5.9	1.3	-7.4	-9.2	---	-3.4	---	---
貿易収支 (億マルク)	1,258	1,256	331	311	284	84.0	108	---
消費者物価指数 (前年同期比%)	1.0	0.6	1.0	1.8	1.6	1.4	1.9	1.9
生産者物価指数 (前年同期比%)	-0.4	-1.0	0.6	2.3	2.6	2.7	2.9	3.3
失業率 (%)	10.7	10.2	10.2	10.1	9.6	9.6	9.6	9.5
マネーサプライ (M3) (前年同期比%)	8.3	8.4	8.4	7.5	3.7	4.4	3.7	3.0
<b>フランス</b>								
実質GDP成長率 (前期比%)	---	---	0.9	0.8	0.7	---	---	---
(前年同期比%)	3.2	2.9	3.2	3.4	3.3	---	---	---
鉱工業生産指数 (前期比%)	5.2	2.1	1.4	0.7	0.0	0.6	-0.6	---
設備稼働率 (%)	83.7	84.2	85.5	85.8	---	---	---	---
工業品家計消費 (前期比%)	6.3	4.5	0.3	2.3	1.1	2.4	0.1	---
新車登録台数 (前年同期比%)	14.7	8.3	6.3	8.4	24.9	24.3	38.4	---
貿易収支 (億フラン)	1,419	1,106	189	125	197	118	74	---
消費者物価指数 (前年同期比%)	0.6	0.5	1.0	1.5	1.5	1.5	1.7	1.7
失業率 (%)	11.9	11.2	10.8	10.2	9.8	9.8	9.6	9.6
マネーサプライ (M3) (前年同期比%)	1.1	8.7	8.7	7.7	6.1	8.1	-6.1	---
<b>イギリス</b>								
実質GDP成長率 (前期比%)	---	---	0.7	0.5	0.9	---	---	---
(前年同期比%)	2.6	2.1	2.8	3.0	3.1	---	---	---
鉱工業生産指数 (前期比%)	0.8	0.5	0.1	-0.8	1.4	0.3	0.2	-0.1
小売売上数量指数 (前期比%)	2.9	3.2	1.4	1.4	0.3	0.4	0.5	0.1
貿易収支 (億ポンド)	-205	-268	-72	-66	-75	-24	-23	---
消費者物価指数 (前年同期比%)	3.4	1.6	1.5	2.3	3.1	3.1	3.3	3.3
失業率 (%)	4.7	4.3	4.1	4.0	3.8	3.8	3.8	3.7
マネーサプライ (M4) (前年同期比%)	8.3	3.8	3.8	5.3	6.8	5.2	6.8	6.8

(注1) 米国：指定のない限り季調済前期比、又は、季調済前月比。非農業部門雇用者数の年、四半期計数は月平均。  
(注2) 欧州：ドイツ、フランスの鉱工業生産指数は建設を除くベース。  
(注3) イギリスのマネーサプライは末残ベース。

**金融経済指標**

	98年	99年	99年	2000年		2000年		
			10-12月期	1-3月期	4-6月期	6月	7月	8月
<b>為替</b>								
ドル/円	130.90	113.91	104.54	107.07	106.61	106.23	107.90	108.07
<b>国内金利</b>								
公定歩合 (期末値)	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
(括弧内は改定日)								
無担保コール翌日物 (加重平均金利)	0.37	0.06	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.16
C D 3か月物 (気配値仲値)	0.72	0.25	0.28	0.15	0.13	0.12	0.22	0.31
10年最長国債業者間利回り	1.29	1.74	1.78	1.79	1.72	1.70	1.73	1.77
<b>国内株式</b>								
日経平均2.2.5 (期末値)	13,842.17	18,934.34	18,934.34	20,337.32	17,411.05	17,411.05	15,727.49	16,861.26
<b>商品</b>								
C R B先物指数 (期末値)	191.22	205.14	205.14	214.37	223.93	223.93	218.61	227.41
NY原油WTI期近物 (期末値)	12.05	25.60	25.60	26.90	32.50	32.50	27.43	33.12
<b>米国金融</b>								
T B 3か月物 (流通金利<買い>)	4.78	4.64	5.04	5.52	5.71	5.69	5.96	6.09
30年国債	5.57	5.86	6.25	6.30	5.96	5.92	5.84	5.71
NYダウ工業株30種 (期末値)	9,181.43	11,497.12	11,497.12	10,921.92	10,447.89	10,447.89	10,521.98	11,215.10

(注) 特に指定のない限り、平均値。

## 邦銀のBIS比率をめぐる最近の状況

前第二経営経済研究部研究官 奥田 健一

### 1 はじめに

1988年にスイスのバーゼルで銀行の自己資本比率（以下「BIS比率」という）に関する規制（以下「BIS規制」という）案が合意されてから12年が経過した。日本においては、1993年3月期からBIS比率8%以上という水準が国際業務を行う銀行に課せられることとなり、以降BIS規制は邦銀の経営に大きな影響を及ぼし続けている。

特に近年では、大量の不良債権の償却と保有有価証券の含み損益の悪化によるBIS比率の低下が銀行による大規模な信用収縮の問題を引き起こし、政府が公的資金による資本注入等の施策を講じたことは記憶に新しい。さらに1999年6月にはバーゼル銀行監督委員会によってBIS規制の見直し案が発表されるなど、銀行のBIS比率をめぐる動きは最近活発化してきている。

本稿では、まず最近の邦銀のBIS比率をめぐる状況について、BIS比率を採用する邦銀のうち都市銀行を例にとり、都市銀行8行<sup>1)</sup>（以下「都銀8行」という）の最近3年間の財務データ等を用いながら主なポイントの整理を行う。次に、時価会計の導入や現在検討が行われているBIS規制の見直し案等、今後の邦銀のBIS比率に影響を与えと思われる動きについて触れることとしたい。

### 2 BIS比率の概要

#### 2.1 BIS比率の算出方法

BIS比率の現行の算出方法は図表1の通りである。主な特徴として以下の2点が挙げられる。

1点目は分母におけるリスク・アセット方式である。これは、銀行が有する資産の項目毎にリスクの大小を反映させた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出するものである。リスク・ウェイト

図表1 BIS比率（連結）の算出式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本（基本的項目 + 補完的項目 + 準補完的項目 - 控除項目）}}{\text{信用リスク・アセット（オンバランス + オフバランス） + マーケット・リスク相当額} \div 8\%} \quad 8\%$$

（自己資本の各項目の主な内容）

基本的項目(Tier 1) : 資本勘定（資本金、資本準備金、連結剰余金）等

補完的項目(Tier 2) : 有価証券含み益および不動産の再評価差額の45%相当額、一般貸倒引当金、負債性資本調達手段等

準補完的項目(Tier 3) : 短期劣後債務（契約時における償還期間が2年以上）

控除項目 : 他の金融期間の資本調達手段（株式等）の意図的な持ち合い相当額

（出所）全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析（平成11年度決算）」（金融2000・8別冊）より作成

1) 第一勧業、富士、住友、さくら、東京三菱、三和、東海、あさひの8行。なお大和銀行については2000年3月期に国内基準に変更となったこともあり対象から外した。



は0%から100%までの間で、例えば現金、日本の国債や地方債、OECD諸国の政府や中央銀行に対する債権は0%、OECD諸国の銀行向け債権は20%、その他一般企業に対する債権は100%と定められている。

2点目は分子（自己資本）の項目である。BIS比率上の自己資本は、資本金や資本準備金などの資本勘定（これらを基本的項目（Tier 1）という）のみならず、有価証券含み益の45%や一般貸倒引当金、負債性資本調達手段（劣後債、劣後ローン等）といった項目（これらを補完的項目（Tier 2）という）が算入される。さらに1998年3月期からは短期劣後債務（これを準補完的項目（Tier 3）という）も加えられたが、現在のところ都市銀行でTier 3を導入している銀行はない。また、Tier 2については（Tier 1 Tier 3）の額を超えて自己資本に算入することができないため、実質的にTier 1のみで4%以上の水準が要求されることに

なる。

なお、Tier 2に関して、1998年3月期より有価証券含み益の45%については、保有有価証券の評価方法について低価法を採用している場合のみ計上が認められることとなった。また、同じく1998年3月期より土地の再評価益の45%がTier 2に計上できることとなった。これらの点については後にも触れる。

## 2.2 BIS比率の推移と各項目の内訳

1998～2000年の各3月期の都銀8行合計のBIS比率及び主な項目の内訳は図表2の通りである。なお、これらの数値については、8行各行のディスクロージャー誌に開示されているBIS比率（連結ベース）の各項目を足し合わせて算出したものである。

まずBIS比率の水準については、3年間通して9%以上の水準を維持しており、特に1999年3月

図表2 都銀8行のBIS比率（連結ベース）と主な項目の推移 （単位：10億円）

	1998年3月		1999年3月		2000年3月	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
自己資本合計(a)	27,201	100.0%	31,266	100.0%	31,802	100.0%
Tier 1 合計	13,791	50.7%	16,657	53.3%	17,023	53.5%
（うち） 資本金		}	6,589	21.1%	6,620	20.8%
資本準備金			5,704	18.2%	5,708	17.9%
連結剰余金			2,625	8.4%	2,992	9.4%
Tier 2 合計	14,027	51.6%	15,040	48.1%	15,288	48.1%
（うち） 有価証券含み益の45%	514	1.9%	438	1.4%	593	1.9%
土地再評価益の45%	1,223	4.5%	992	3.2%	957	3.0%
一般貸倒引当金	1,203	4.4%	2,030	6.5%	2,195	6.9%
負債性資本調達手段等	11,087	40.8%	11,580	37.0%	11,543	36.3%
Tier 2のうち自己資本への算入額	13,419	49.3%	14,719	47.1%	14,914	46.9%
リスクアセット等合計(b)	295,027	100.0%	275,519	100.0%	268,771	100.0%
（うち） 資産（オンバランス）項目	264,446	89.6%	249,030	90.4%	247,194	92.0%
オフバランス取引項目	27,511	9.3%	23,700	8.6%	19,490	7.3%
マーケット・リスク相当額に係る額	3,070	1.0%	2,789	1.0%	2,087	0.8%
BIS比率(a)/(b)	9.22%		11.35%		11.83%	

（注）：1998年3月のTier1の内訳については、銀行によって開示していないところもあるため集計は省略した。

（出所） 都市銀行各行ディスクロージャー誌より作成

期は後述するように公的資金と税効果会計が導入されたこともあって比率が大幅に上昇した。

項目別に見ると、分子の項目で最も割合が大きいのがTier 2の負債性資本調達手段等（具体的には劣後債や劣後ローン<sup>2)</sup>）で2000年3月期には自己資本全体の約36%を占めており、これはTier 1の資本金+資本準備金とほぼ同じ割合である。一方分母の項目では貸出を中心とするオン・バランス項目が9割以上を占めている。

### 3 邦銀のBIS比率をめぐる最近の状況

ここでは最近3年間の都銀8行の財務データ等を用いながら、最近の都銀のBIS比率をめぐる状況について検討を行う。

いうまでもなく、バブル崩壊以降今日まで邦銀の財務内容を悪化させ続けた最大の要因は、大量の不良債権である。最近3年間でみても都銀8行が不良債権処理に関して計上した損失額<sup>3)</sup>は1998年3月期が約7兆2000億円、1999年3月期が約6兆7000億円、2000年3月期が約3兆2000億円と膨大な額にのぼっている。この観点から、ここでは都銀8行の不良債権処理とBIS比率の関係、言い換えれば都銀8行が上述のように不良債権処理を積極的に進めながら、同時にBIS比率を2.2で述べたレベルに保つことができた要因に焦点を当てて検討を行う。

#### 3.1 公的資金の導入

大手行をはじめとする銀行に対する公的資金の注入は1998年3月期と1999年3月期の2度にわたって行われた。

まず、1998年3月期の都銀8行の公的資金の注

入額はTier 1に計上される優先株が990億円、Tier 2に計上される劣後債・劣後ローンが7000億円の合計7990億円となっており、これは同年のBIS比率上の自己資本の約3%を占めている。

さらに1999年3月期には前年以上の規模で資金注入が行われた。都銀8行の注入額は優先株が4兆4010億円、劣後債・劣後ローンが6000億円の合計5兆10億円にも達し、同年のBIS比率上の自己資本の約16%を占めるに至っている。

#### 3.2 有価証券の評価方法の変更

1998年3月期より銀行が保有する有価証券の評価方法について、それまで用いられていた低価法に加えて原価法による評価も認められることとなった。これは1997年から1998年の株価の大幅な下落に伴って、銀行が保有する株式の時価が簿価を下回る事態が続出し、これまでのように低価法を採用すれば評価損の計上によって収益の大幅な減少（すなわち自己資本の大幅な減少）が見込まれたことが背景にある。1998年3月期決算では都銀8行のうち東京三菱銀行を除く7行が株式について原価法に変更し、合計で約2兆円の評価損の計上を免れることとなった。

但し、評価方法を原価法に変更した有価証券については、含み益がある場合でも45%相当額をTier 2に計上することができなくなったことは2.1で述べたとおりである。

#### 3.3 土地再評価益の算入

1998年3月には2年間の時限措置（後に適用可能期間が1年延長された）で土地の再評価に関する法律が施行された。これにより銀行は保有して

2) 負債性資本調達手段の中で大きな割合を占めるのが生命保険会社からの劣後ローンである。但し、最近では資金調達源を広げるため、都市銀行が企業年金等の投資家向けに劣後債を発行する動きが出てきている（日本経済新聞2000.7.12）。

3) ここでいう不良債権の処理とは、貸出金の償却や個別貸倒引当金の繰入のほか、共同債権買取機構への売却、債権売却損失引当金の繰入や取引先への支援等を含んだものである。

いる土地を時価評価することにより、再評価益の45%を自己資本のTier 2に算入できることとなった。都銀8行の1998年3月期の再評価益のうち自己資本に算入された額は、合計で約1兆2000億円と同期の公的資金注入額を上回っており、同期の自己資本の約4.5%を占めている。

### 3.4 税効果会計の導入

税効果会計とは、企業会計と税務会計の間で生じる費用に関する認識のズレを調整し、税金を企業会計上の利益に対応させて期間配分する会計手続きのことをいう。

銀行の決算で税効果会計が問題となるのは主に貸出金の償却に関してである。例えば銀行がある期に倒産前の企業向け貸出に対して貸倒引当金を100億円繰入れた場合、企業会計上は費用となるにもかかわらず税務上は損金とはならず、銀行は100億円にかかる税金をその期に支払わなければならない<sup>4)</sup>。ところが税効果会計を用いた場合、この100億円にかかる税金については前払いしたものと調整され、結果的に最終利益は100億円にかかる税金を支払わなかったのと同じ水準が維持されることとなる。

税効果会計は当初2000年3月期から導入される予定であったが、1年前倒しの導入が認められ、各銀行とも1999年3月期から税効果会計を活用している。特に導入初年度については、過去に有税償却した分の税金がまとめて調整されたため、自己資本増加の効果が顕著に現れることとなった。都銀8行の1999年3月期の税効果会計による自己資本増加の効果は合計で約4兆7000億円と自己資本の約15%を占めており、同期の公的資金注入にほぼ匹敵する規模である。また、公的資金注入と

の合計額は10兆円近くで同期の不良債権処理額（約6兆7000億円）を大幅に上回っており、BIS比率が前年比で大幅に上昇する要因となった。

### 3.5 保有株式の売却による益出し

株式市場の動向に左右される部分はあるものの、株式の売却益は不良債権処理の原資として大きな役割を果たしている。特に株価が回復した2000年3月期に都銀8行が計上した株式等売却益は約3兆8000億円にのぼり、同期の不良債権処理額を完全にカバーする水準に達している。

一方で、都銀8行の株式残高の推移をみると、1999年3月期の約25兆円に対して2000年3月期は約26兆円とむしろ若干増加しており、含み益の吐き出しによって保有株式の簿価が上昇したことを示している。これは次節で述べる時価会計の導入に際して問題となる点である。

## 4 今後の動き

ここでは今後の邦銀のBIS比率に影響を与えると思われる動きについて述べることにしたい。

### 4.1 金融商品に関する時価会計の導入

金融商品に関する時価会計は、2000年4月1日以降開始する事業年度から適用されることとなった。このうち有価証券については、すべての有価証券を時価評価する訳ではなく、市場性の有無や保有目的等によって評価方法が図表3のように区分されている。

この中で銀行のBIS比率に最も大きな影響を与えるのが、いわゆる持ち合い株が含まれる「その他有価証券」の部分である<sup>5)</sup>。3.2でも述べたように、現在多くの銀行が株式の評価方法に原価法

4) 税務上損金と認められない貸倒引当金の繰入を有税償却という。この例で100億円について支払った税金は、将来企業が実際に倒産して銀行の損失が確定した時に銀行に還付されることとなる。

5) その他有価証券については、持ち合い株の時価評価の影響の大きさを考慮して1年遅れの2002年3月期からの導入となる。

図表3 有価証券の評価方法区分

有価証券区分	市場価格のない有価証券	市場価格のある有価証券			
		満期保有目的の債券	子会社株式 関係会社株式	売買目的有価証券	その他有価証券
評価方法	取得原価または償却原価（注）	取得原価	時価		

（注） 償却原価とは、債権（債券）の取得価格が債権金額より低かった（高かった）場合、債権金額と取得価格の差額を毎期一定の方法で取得価格に加減して算出したものである。

（出所） 神保・宝金 [1999] より作成

を用いているため、株価の変動はBIS比率には直接の影響を与えず、含み損益に現れるのみであった。ところが、2002年3月期決算からは「その他有価証券」にも時価評価が適用され、株価の変動が直接自己資本の増減につながることとなる<sup>6)</sup>。

特に3.5で述べたように、銀行の保有株式の簿価が上昇している状況では、株価の下落によって多額の損失の計上を余儀なくされるケースが増えることが予想され、今後は各銀行とも株式の持ち合いの解消がこれまで以上に重要な課題となると思われる。

#### 4.2 BISによる新たな自己資本の枠組み

1999年6月にバーゼル銀行監督委員会は「新たな自己資本充実度の枠組み」と題されたBIS規制の見直し案を発表した。この背景としては、現行のBIS規制の枠組が、金融技術やリスク管理手法が飛躍的に発展した今日の状況にそぐわなくなってきたとの認識がある。この見直し案の枠組みは大きく分けて(1)最低所要自己資本、(2)自己資本充実度に関する監督上の検証、(3)市場規律、の3つの柱からなっている。それぞれの項目の骨子は、以下のとおりである。

##### (1) 最低所要自己資本

今回の見直し案の中心的な部分である。基本的

には、銀行が有するリスクの量に対して一定水準以上の自己資本を要求する現行案の考えは維持されているものの、リスクの算定等について新たな提案がなされている。

まず信用リスクの算定に関して、リスクをよりの確に反映させるため、外部の格付機関のレーティングに応じてリスク・ウェイトを決定する方法が提案されている。具体的にはソブリン向け債権、銀行向け債権、事業法人向け債権のそれぞれについて、レーティングに応じて0%～150%とこれまで以上にメリハリをつけたリスク・ウェイトが示されている（図表4参照）。一方で、一部の先進的な銀行については、監督当局による承認等を条件に、銀行自身の内部格付に基づくアプローチも可能としている。

また、対象となるリスクの種類として、現行案が対象としている信用リスク、マーケットリスクに加えて新たにレピュテーション・リスクやリーガル・リスク等を含む広い意味でのオペレーション・リスクを考慮することの必要性が指摘されている。

さらに、クレジットデリバティブ等のリスク・ヘッジ手法が発展した最近の状況を勘案して、リスクの算定に際してこれらの信用リスク削減手法の効果をどのように評価するかが議論されている。

6) なお、保有有価証券の損益の自己資本への算入方法については、損益を合算して評価益が出ている場合はその45%を資本に算入し、評価損になる場合は全額を資本勘定から除外する扱いとなる予定である（日本経済新聞2000.6.9）。

図表4 ソブリン、銀行、事業法人向けリスク・ウェイト

		現 行		見直し案（注1）					
		OECD 諸国	非OECD 諸国	AAA ~ AA -	A + ~ A -	BBB + ~ BBB -	BB + ~ B -	B - 未満	未格付
ソブリン		0%	100%	0%	20%	50%	100%	150%	100%
銀行	選択肢1 （注2）	20%	100% （注3）	20%	50%	100%	100%	150%	100%
	選択肢2 （注2）			20%	50% （注4）	50% （注4）	100% （注4）	150%	50% （注4）
事業法人		100%	100%	20%	100%	100%	100%	150%	100%

（注1） 格付は一例としてS & Pのものを使用。

（注2） 見直し案では、銀行向け債権について2つの選択肢が提案されている。選択肢1は当該銀行の設立国のソブリンに適用されるリスク・ウェイトを基準とするものであり、選択肢2は当該銀行自身の格付によってウェイト付けするものである。

（注3） 残存期間1年以下のものは20%。

（注4） 原契約期間の短い（例えば6ヶ月未満の）銀行向け債権には、当該銀行向け債権の通常リスク・ウェイトに比して1段階低いリスク・ウェイトが適用される。

（出所） パーゼル銀行監督委員会「新たな自己資本充実度の枠組み」（日本銀行仮訳）等から作成

## （2）自己資本充実度に関する監督上の検証

第二に、銀行の自己資本充実度と内部的な審査プロセスを監督当局が検証することの重要性が強調されている。また、銀行の自己資本が健全な水準以下に低下することを防止するため、監督当局による早期の介入の必要性が示されている。

## （3）市場規律

ここでは、銀行に対して適切な自己資本を保有するように働きかける市場参加者の役割の強化の必要性が強調されている。そのためには、市場参加者が十分な情報に基づいたリスク評価を行えるよう、高水準の情報開示基準が求められるところであるが、2000年1月に発表された追加資料において、自己資本の構造、リスク・エクスポージャー、自己資本充実度の情報開示に関するより詳細な指針が示されている。

BIS規制の見直し案については、2000年3月まで広く一般からのコメントを募っていたが、2000年中にもそれらのコメントを勘案したより具体的な提案が出される予定となっている。

## 5 まとめ

本稿では、都銀8行の財務データ等を用いて最近の邦銀のBIS比率をめぐる状況を検討するとともに、今後の邦銀のBIS比率に影響を与えと思われる動きについて述べた。

まず、邦銀のBIS比率の最大のマイナス要因となっている不良債権問題については、処理額の推移から見てかなり処理は進んだと思われるものの、まだ完全に終了したとはいいがたく、今後も不良債権処理の動向がBIS比率に大きな影響を与え続けることが予想される。

これに関連して、最近の銀行のBIS比率への対応については、BIS比率の数字を維持すること自体が目標となってしまい、銀行の健全性を示す指標としてのBIS比率の本来の意義が薄れてしまった印象があるが、信用収縮の問題が日本経済全体に及ぼす影響等を考えると、ある程度このような現象が生じるのもやむなしといった面があるのもまた事実である。いずれにしても、BIS比率維持のために銀行の経営が左右されるという状況は、

時価会計の導入によってさらに増幅された形で当面続くものと思われる。

一方で、4節で述べた時価会計や新たなBIS規制の導入に伴い、今後銀行は、財務状況をより実態に即した形で市場に開示することが求められるのと同時に、開示に至る財務上のあらゆる過程に

おいても、これまで以上に透明性が要求されることとなる。したがって、邦銀にとっては今後不良債権の処理を積極的に進めつつ、収益力の増強を通して上述の新しい動きに対応できるだけの健全性を回復させることが最大の課題になるものと思われる。

### 参考文献

- 村木利雄監修 [ 1996 ] 「銀行経理の実務 全訂版」金融財政事情研究会  
神保正人・宝金正典 [ 1999 ] 「やさしくわかる時価会計」日本実業出版社  
菊池英博 [ 1999 ] 「銀行の破綻と競争の経済学」東洋経済新報社  
堀田佳文 [ 1998 ] 「銀行のリスク管理と自己資本比率規制」『金融1998 . 5』全国銀行協会  
「全国銀行財務諸表分析（平成11年度決算）」（金融2000 . 8 別冊）全国銀行協会  
都市銀行各行ディスクロージャー誌  
日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp>）

# トピックス

## 電子商取引とコンビニエンスストア、郵便局

通信経済研究部研究官 平野 純夫

### 1 電子商取引について

「電子商取引」という用語は、一般的にはインターネットを利用した商品の売買という意味で使われている。歴史的に見ると、アメリカにおいて、1993年頃からインターネットのWeb上で通信販売を行うバーチャルショップが出現したのが本格的な電子商取引（EC）の始まりであると言われている。アメリカでは、書籍のインターネットによる販売を行い「地上最大の書店」と呼ばれるアマゾン・ドット・コムや、インターネットによりコンピュータを買手から直接受注して製造販売するデルコンピュータなどが有名であるが、我が国においても、昨年（1999年）頃から急速に電子商取引の市場が拡大しており、大企業やベンチャー企業が競って電子商取引に参入している状況である。

電子商取引は企業間で行われるもの（Business to Business = B to B）と企業と消費者間で行われるもの（Business to Consumer = B to C）とに分類できるが、我々に身近なものはB to Cの形態である。通常、この形態は、インターネット上に開設された仮想商店（バーチャルショップ）に、パソコン端末等からネットを通じて注文し、商品の配送を受けるという方法を取る。

この場合、消費者側から見ると、商品の選択、注文、代金決済、商品の受取りという行為が必要となる。このうち商品の選択及び注文は通常イン

ターネットにより行うことができるが、代金決済については、現在のところ、オンラインよりも現金やカードにより行う場合が多い。また、商品の受取りに関しては、音楽やゲームソフト等のコンテンツを除き、ネット上で行うことはできない。

先に述べたアメリカのアマゾン・ドット・コムにおいても、書籍を注文者に届けるための物流システムの構築に膨大な費用をかけており、その投資額が売上高を超えるほどであると言われている。

### 2 コンビニエンスストアの取組み

#### 2.1 バーチャルとリアルの接点

ネット上の世界はバーチャル（仮想）世界と言われるが、電子商取引はバーチャル世界で完結するものではなく、現実の物（商品）を対象とする限りにおいて、当然、物流というリアル（現物）の世界にもまたがった活動が必要となる。

また、商取引にはお金の流れ（代金決済）を伴うこととなるが、これも現時点ではネット上で完結しない場合が多く、リアルの世界での決済行為が必要となる。

このようなバーチャルとリアルの接点としてコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）が目ざされている。

現在、ネットで商品を選んで、コンビニのレジで商品を受け取り、代金を決済するという、実店舗とネット上の仮想店舗とを組み合わせた方式が実施され始めており、近年全般的に売り上げが伸

び悩んでいるコンビニにとっては今後成長が望めるサービス形態として、期待が持たれている。

## 2.2 コンビニの取組みの実態

コンビニの電子商取引への具体的な取組みの主なものは以下のとおりである。

### (1) 書籍サービス

昨年11月からセブンイレブンの全店舗において「イーショッピング・ブックス」というサービスが開始された。これは、インターネットの書籍販売のホームページで書籍を検索し、受取場所（コンビニ店舗）を指定して注文すると、商品が受取場所に届いた時点でメールにより通知があり、払込依頼票をプリントアウトしてコンビニに持参し、料金を支払うとともに書籍を受け取るという仕組みになっている。

一般の書店においてもネットによる通信販売を実施しているところがあるが、1冊購入するのにも宅配便の手数料が数百円かかることや、昼間不在の家庭においては受け取ることが難しいことなどの難点がある。この点、コンビニを受取場所とすれば、配送は既存のコンビニの流通網を利用するので、料金が安く（無料の場合もある）、24時間営業の店舗であれば、いつでも受け取ることができるという利点がある。

同様なサービスは、JR東日本においても「えきねっと」の名称で行われており、これはインターネットで発注した書籍を駅構内のコンビニエンスストア「JC」などで受け取ることができるもので、手数料は無料である。

コンビニの書籍サービスは、ミニストップにおいても実施されているほか、ファミリーマートやサンクス、サークルケイなどにおいても実施が予定されている。

### (2) WWWサイトの開設

コンビニ各社は、インターネット上に電子商取引の専用サイトを開設して、本格的な電子商取引事業を開始しつつあるが、例えばセブンイレブンにおいては、本年7月から「セブンドリーム・ドットコム」と名付けたサイトを開設しており、約10万アイテムの商品を販売している。受取り店舗は、自宅の住所から近い店舗がパソコン上に地図で示されるので、そこから選ぶことができる。店舗で受け取れる商品は大きさが30cm四方以内のものに限られ、それより大きいものは宅配となる。決済方法は代金引換又はクレジットカードを選択できる。

ローソンは「@LAWSON（アットマークローソン）」と名付けたサイトを開設しており、30万アイテムを扱っている。ローソンの場合は、先に代金を支払い、それが確認されてから商品が発送されるので、店舗に2度足を運ぶ必要がある。

ファミリーマート等はサイトの開設を準備中である。

### (3) マルチメディア端末の設置

電子商取引におけるコンビニの役割としては、ネット商品の受け渡しや代金決済サービスのほかに、マルチメディア端末を店舗に設置して、商品の検索、注文を行えるようにすることがある。

マルチメディア端末の設置はローソンが最も早く、「ロッピー」と名付けられた端末を1998年3月までに全店に配置済みである。この「ロッピー」を利用して、チケットや旅行商品、航空券、物販、ゲームソフトの書き換え、新聞購読の申込み代行などのほか、旅行保険、バイクの自賠責保険の申し込みなども行うことができ、売上高は99年で300億円に上っている。ローソンでは、ネットで売れるのは誕生日に送る花束など、非日常的な商品だけであり、普通の店で買える商品はネットで



は売れないので、コンテンツの配信や各種サービスを売ることに力を入れている。

セブンイレブンも本年10月から、旅行、音楽、写真、物販・ギフト・携帯電話等、チケット、書籍、自動車関連サービス、情報提供サービスの8種類のコンテンツを持つマルチメディア端末を配備予定である。

#### (4) 代金決済

電子商取引の代金決済手段としては、振込（郵便局、銀行）、コンビニ決済、配達時の代金引換、クレジットカード、電子マネー等があるが、このうち振込は郵便局や金融機関にわざわざ出向く必要があること、代金引換は配達時間に自宅にいない場合受取り・支払が難しいこと等の難点があり、また、クレジットカードを使用する方法は、クレジット番号をインターネットで送信するため、番号が他人に漏れる可能性があるとして安全性の点で危惧を抱く人が多い。コンビニ決済（コンビニのレジで支払う決済方法）が、利用者の利便性、安心感の点で優れている面があると言える。

このコンビニ決済には、商品と一緒に送られた代金払込票をコンビニに持参し現金で支払う方式（後払い）とホームページ又は電子メールにより送信された振替用紙をプリントアウトし、コンビニで支払う方法（前払い）とがある。

本年7月からサービスを開始したセブンイレブンの「セブンドリーム・ドットコム」のサービスでは、店頭での商品の受取りと代金決済を同時に行うことが可能である。この場合、商品代金以外の料金はかからない。

コンビニ大手各社の電子商取引（EC）への本格的な取組の状況をまとめると図表1のとおりである。

#### 2.3 コンビニの経営の現状

コンビニは、日経流通新聞が行った調査（第21回コンビニ・ミニスーパー調査（99年度））によると、日本全国に76社あり、合計で約3万7千店の店舗を持つが、99年度の既存店売上高は0.8%減となり2年連続でマイナスとなっている。1店舗1日あたり売上高についてもこの10年間ほとんど伸びておらず、コンビニの商品開発と品揃えが成熟点に達しているとも言われている。

同調査によれば、電子商取引に使う店頭マルチメディア端末を5年以内に導入予定の企業は51.9%、また、店舗でのネット商品の受け渡し・代金支払代行サービスを導入又は計画している企業は66.7%に達しており、既存の商品の売上が伸び悩む中で物理的な制約をさほど受けずに品揃えを大きく拡大できる電子商取引に期待が集まっている。

図表1 コンビニ大手各社のEC開始時期等

	セブンイレブン	ローソン	ファミリーマート	サンクス、サークルケイ（注）
店舗数	約8,200店	約7,400店	約5,500店	約5,200店
WWWサイト	2000年7月1日	1999年11月	2000年10月	2001年2月
マルチメディア端末	2000年10月～01年6月	1997年9月～98年3月	2000年10月～01年6月	2000年10月～01年2月
携帯電話	2000年7月1日	1999年2月	2000年12月	2000年10月（予定）

（注） サンクス及びサークルケイは共同でEC事業のための新会社を設立  
出所：「日経ネットブレン」2000.9

## 2.4 コンビニの特長

以上に見られたように、電子商取引におけるコンビニの強みとしては、商品の店頭受取りの場合、既存のコンビニの配送網（大手の場合、通常1日3便程度各店に配送）を活用できるため新たな配送手段の確保が必要ないこと、都市部の場合、住居のすぐ近くに店舗が存在し、買物のついでに24時間いつでも（24時間営業の場合）商品の受取り、代金の支払い等が可能なこと、手軽で安心できる代金決済の場所であること、店内に置かれたマルチメディア情報端末を利用して商品の検索、注文が可能なことなどが挙げられる。

同じことは一般のコンビニだけではなく、駅等に存在するJR等鉄道会社系のコンビニにも言えることであり、駅の場合は、毎日の通勤等の際に必ず通過する場所というコンビニ以上の利便性も存在する。

## 3 コンビニ以外の電子商取引の拠点

電子商取引の拠点（商品の注文、受取り、代金決済等の場所）として考えられるのは、コンビニや駅に限らない。拠点数の多さという観点から、業種、業界別に見ると図表2のとおりとなっている。

### (1) ガソリンスタンド

図表2中で最も拠点数が多いガソリンスタンド（給油所）においても、本年5月から日石三菱の給油所において、インターネットで注文した自動車用品（カーナビ、チャイルドシート、アクセサリ、タイヤ等）の受取り、代金支払いを行う事業が開始されている。

利用者は、ホームページで商品を注文すると近所の給油所の地図が表示され、2日～5日後にその給油所で商品の受取りや支払ができる。ただし、

図表2 業種、業界別の拠点数

順位	拠 点 名	拠点数	調査期日	調 査 機 関 等
1	ガソリンスタンド	56,444	99年3月末	通産省調査資料から
2	コンビニ	36,265	99年3月末	日本FC協会加盟56チェーン合計
3	ファーストフード店	29,741	99年3月末	日本FC協会統計調査
4	郵便局	24,759	99年12月末	郵政省
5	新聞販売店	22,311	99年10月1日	新聞協会加盟110社合計
6	農 協	約22,000	98年度	農林水産省調査
7	交番など	16,019	99年4月1日	警視庁資料（警察署、駐在所含む）
8	銀行	14,172	99年3月末	全銀協加盟138行合計
9	スーパー	7,376	99年12月末	日本チェーンストア協会加盟119社合計
10	ファミリーレストラン	6,842	99年3月末	日本FC協会統計調査
11	居酒屋、ビアホール等	6,224	99年3月末	日本FC協会統計調査
12	駅（JR）	4,638	99年12月末	JR各社合計
13	ショッピングセンター	2,661	2000年2月末	日本ショッピングセンター協会
14	NTT営業所	約530	99年12月末	東西両社合計
15	ハローワーク	478	99年2月10日	労働省調べ

出所：「エコノミスト」2000.2.29

このサービスを実施するためには、POSシステムをはじめとする情報システムの整備されたコンビニと異なり、給油所においてパソコンやバーコードを読み取る機械を新たに購入する必要があり、インターネット接続業者と契約することも必要となる。

給油所が電子商取引に関わるメリットは、「保管スペースなどの関係で扱える商品に限られるコンビニや駅に比べて、比較的スペースがあり、かさばる商品でも保管することができるという点である。購入者も自動車で来店するのだから、大きな商品でもトランクに入れれば良い」(日本経済新聞社編「eリテールに挑む！」2000.7)というようにあることである。

## (2) 駅

また、駅についても、拠点数としてはそれほど多くないが、様々な電子商取引関連のサービスを開始している。JR東日本は、同社が運営するインターネット上のショッピングモール「えきねっと」で扱う商品のうち書籍やCDなどを駅のコンビニで受け取れるサービスを本年4月から開始している。他にも鉄道会社の子会社が経営する駅のコンビニを電子商取引の商品受け渡し場所として活用する例が増えてきている。

JR東日本では「21世紀の駅の機能を創出したい。例えば金融、あるいはネット通販の受取り場所など、ネットとリアルなビジネスを融合させた新たな事業が生まれるだろう。コンビニは行かなくても済む場所。駅は通勤などどうしても行く場所。」(JR東日本 細谷事業創造本部長(「日経ビジネス」2000.7.31)というように電子商取引における駅の利点を強調している。

## 4 郵便局と電子商取引

### 4.1 郵便局の特長

郵便局はガソリンスタンド、コンビニ、ファーストフード店に次いで拠点数は4番目となっているが、単一の組織(企業)としては最大の拠点数を有している。また、コンビニやガソリンスタンドは各店舗が独立した経営単位であり、フランチャイズチェーンや系列関係で本部、本社と結びついているのに対し、郵便局は簡易郵便局を除き郵政省の直営であるという違いがある。

また、拠点の地域別の配置状況を見るとコンビニと郵便局では顕著な差が見られる。(図表3参照)

図表3 行政区別配置状況

	コンビニ	郵便局
政令指定都市	15,567店(35%)	3,545局(14%)
市 部	27,098店(54%)	11,865局(49%)
町 部	4,308店(9%)	7,990局(32%)
村 部	1,058店(2%)	1,289局(5%)
合 計	50,121店	24,689局

出所：伊藤高夫「コンビニと郵便局」郵政研究1999.8

これを見ると、コンビニの店舗配置は、9割近くが都市部(政令指定都市及び市部)に偏っているのに対し、郵便局は町村部にも4割近くが配置されている。

さらに、郵便局には配達、決済という電子商取引には不可欠な機能を有するという強みもある。

### 4.2 海外の事例

郵便局に関して、海外の例を見ると、韓国では、「サイバーコリア21」構想において、全国の郵便局を電子商取引の発展拠点(「e post」)として位置付け、インターネットプラザ(一般国民のインターネットへのアクセス拠点)やキオスク端末の

郵便局への設置が計画されている。

韓国では、郵便局がコンピュータの全国網を利用して、生活全般にわたる総合情報センターとしての機能を拡充しつつあり、各種チケット（航空券、列車乗車券、コンサート、映画）の予約販売（航空券、鉄道乗車券については、窓口・ロビーの端末で予約・発券が可能。）も行われている

また、英国では、本年6月29日、貿易産業大臣が議会において、全英に1万8千以上ある郵便局全てを網羅するコンピュータネットワークを構築し、郵便局をオンラインショッピングなどができる地域の情報拠点に育てる構想を発表した（政府の拠出額：約8百億円）。これにより、郵便局の窓口の端末からインターネットに接続し、ウェブ上での買物や郵便局での受取りも可能となることである。

郵便局のネットワーク化は「ホライズン・プロジェクト」と称されているが、これには高齢者や低所得の人々にもウェブアクセスを可能とするという目的も含まれている。

#### 4.3 郵便局への期待

以上のように海外の例を見ても、郵便局の特性を生かした電子商取引への取組みへの可能性は考

えられる。

過疎地も含めあまねく全国に設置されているというコンビニ等にない特性を持ち、若者や壮年男性の利用が多いコンビニに対し高齢者や女性にも親しまれている郵便局への、一般の人々からの電子商取引の拠点としての活用への期待も聞かれる。

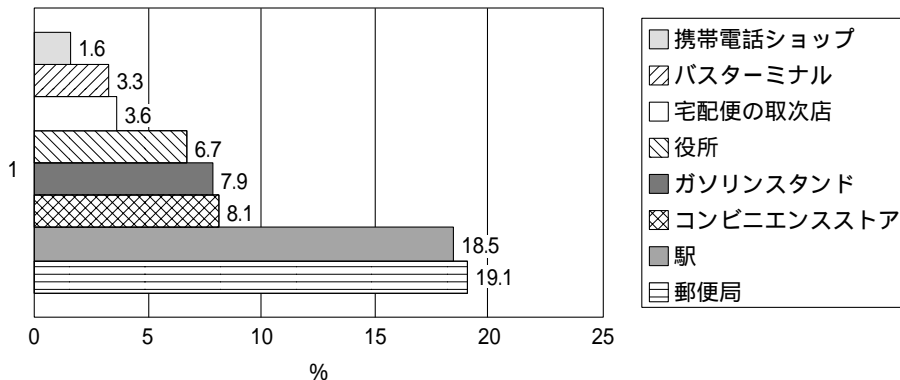
本年3月に、野村総合研究所が実施した「情報通信利用者動向の調査（第7回調査）」によると、電子商取引（EC）で商品を注文するための情報キオスクの設置場所として、郵便局を希望する人の割合が最も高くなっている。（図表4参照）

また、電子商取引（EC）の商品受渡・代金支払場所としても、郵便局を希望する人の割合が最も高くなっている。（図表5参照）

電子商取引の拠点としての郵便局の役割に関し、「コンビニの最大のライバル候補は、郵便局だ。高齢者の圧倒的な支持と信用力を背景に、24時間営業でEC事業に参入しないという保証はどこにもない。」（日本総合研究所主任研究員 林志行「日経ネットブレン」2000.9）という見解も聞かれる。

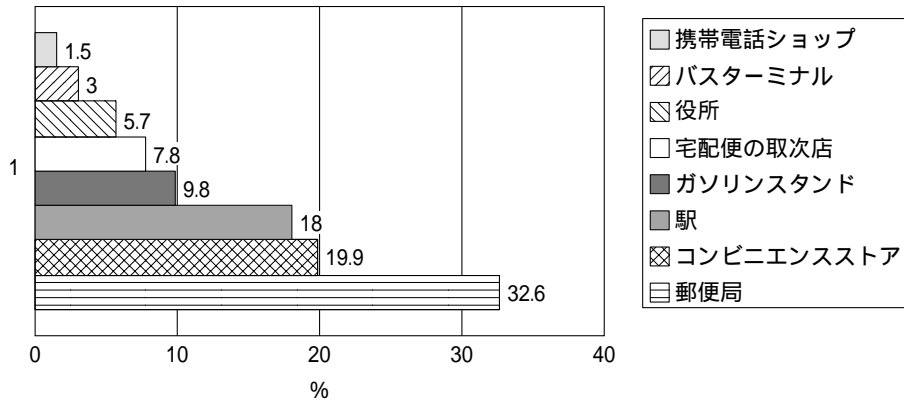
ただし、コンビニにおいても、電子商取引自体には収益性が乏しく集客効果が狙いであるという見方もあり、費用対効果という点から見て、郵便

図表4 ECのための情報キオスクの設置場所の希望（単位：％）



1) 無作為抽出を行った全国15～59歳男女個人を対象としたアンケート調査。

図表5 ECの商品受渡・支払場所の希望（単位：％）



局において窓口営業時間を延長することにメリットがあるかどうか疑問である。

電子商取引は今後あらゆる分野で急速に発展していくことが予想されているが、国民にとって最

も身近な公共機関である郵便局が、地域の情報の拠点として、国民生活の利便の向上の観点から電子商取引に関わっていくことが期待されている。

# 郵政研究所通信

## 1 刊行物等の発行

- (1) ディスカッションペーパーの発行
  - 「NTT地域通信事業の生産性と技術進歩」 2000 07 ( 8月 )
- (2) 金融・経済解説紙等の発行
  - 「NEWS BRIEF ( 経済指標解説 )」( 随時発行 )
  - 「IPTP トピックス ( 金融経済解説 )」( 適宜発行 )
  - 「IPTP ECONOMIC WEEKLY ( 週単位の経済・金融分析 )」( 毎週金曜日発行 )
  - 「IPTP ECONOMIC MONTHLY ( 月単位の経済・金融見通し )」( 毎月月上旬発行 )

## 2 広報活動

- (1) P sat放映
  - 「平成12・13年度経済・金融見通し」( 8月15日 )
  - 「月例経済・金融概観の解説」( 8月27日 )
  - 「デジタルパーク郵政館」毎週水曜日放映 ( 1ch )
  - 「ラジオ体操」( 関東郵政局 ) 7 / 30 ~ 8月上旬まで放映
  - 「金融機関利用に関する意識調査結果について」( 9月11日 )
  - 「月例経済・金融概観の解説」( 9月26日 )
- (2) 新聞・雑誌・学会誌等への掲載
  - 「ドイツのダイレクト・マーケティングの動向」通信文化新報 ( 9月4日 )
  - 「電子証券取引ネットワーク ( ECN )」かんぼ資金 ( 8月号 )
  - 「4月の地域経済指標の総合的な動き」かんぼ資金 ( 8月号 )
  - 「郵便錦絵」郵政 ( 8月号 )
  - 「Webを利用した調査手法の有効性」情報通信ジャーナル郵政研究所アラカルト ( 8月号 )
  - 「小規模事業所のダイレクト・メール ( DM ) の利用動向」郵政 ( 9月号 )
  - 「米国のインターネット・バンキングの動向」通信文化新報 ( 9月下旬 )
  - 「郵便飛行機」郵政 ( 9月号 )
  - 「ていぱーく120%活用術」郵政研究 ( 9月号 )
  - 「財政投融资制度の改革」かんぼ資金 ( 9月号 )
  - 「5月の地域経済指標の総合的な動き」かんぼ資金 ( 9月号 )
  - 「平成12・13年度経済・金融見通し」情報通信ジャーナル ( 9月号 )
  - 「平成12・13年度経済・金融見通し」郵便貯金 ( 9月号 )
  - 「平成12・13年度経済・金融見通し」郵政トピックス ( 9月号 )

### 3 学会・大学・講演会等での発表

「雇用調整における付加給付の役割」日本経済学会秋季大会（9月17日）

「遺産動機の重要度、性質、親子の行動に与える影響について」日本経済学会秋季大会

（9月17日）

### 4 ていぱーくの特別展

・マルチメディア宇宙館（7月16日（金）～8月13日（木））

・夏休みこども大会「人形劇フェスティバル」（8月18日（金）～8月31日（木））

・シドニーオリンピックイベント

「BSデジタルでシドニー五輪を見よう！」（9月10日（日）～10月1日（日））

#### Opinion 読者の声

本号に掲載した論文等について、皆様からのご意見をお寄せください。本誌の中で随時取り上げていきます。宛て先は下記まで、所属先及び氏名を明記の上、お送り願います。

なお、郵政研究所では大学・研究機関等のホームページと積極的にリンクを設定していきたいと考えております。リンクをお考えの方は下記までE mailにてお知らせ下さい。

#### 【御意見等の宛て先】

〒106 8798 東京都港区麻布台1 6 19 郵政省郵政研究所 研究交流課

TEL : 03 3224 7310 FAX : 03 3224 7382

Webサイト <http://www.iptp.go.jp/>

E mail : [www\\_admin@iptp.go.jp](mailto:www_admin@iptp.go.jp)

## 編集後記

紅葉の季節、新そばの季節、10月が来ました。

体育の日が第二月曜日になり、今年は10月9日です。学校なんかは「体育の日」＝「運動会の日」というところが多いのではないのでしょうか。うちは子供の運動会が7日の土曜日。せっかく3連休にしてくれましたけど、旅行はできませんねえ。

さて、世の中は「IT革命」が合い言葉のようになっていて、もちろん郵政研究所内でも呪文のようにあちこちで聞こえてきます。こんな職場にしながら、私はこの言葉に実感を持っていなかった一人でした。

先日、久々にインターネットを使って調べ物をしました。真剣に調べ物をしたのは3年ぶりくらいなんですが、驚きました。3年前は、インターネット上で流通する情報量はほんとうにかぎられていて、本や新聞等の情報をとりあえずネットに載せてみた、というものが大半だったように思います。

それが今は、見やすく整理されて公開される行政情報、個人の発信する個性的な意見や趣味情報、実際に購入できるチケット屋さん……こうしたものがあることは知っていても、聞くと使うとは大違い。どのページも画像や音声を随所にちりばめて、ネットだからこそその検索機能を十分に持たせ、使いやすく見て楽しい。あてずっぽうに情報を探しても、何かを教えてくれる。「IT革命」をはじめて実感しました。これを知らないことは、本屋も図書館もないのと同じかもしれません。今からでも祖母(83歳)にインターネットを教えようかな、と考えているところです。

郵政研究所では、研究の成果のほとんどをインターネットで公開しています。まだ見えていない方は、一度アクセスしてみてください。

郵政研究所ホームページアドレスはこちら <http://www.iptp.go.jp/>

月報の送付先につき、住所変更等ございましたら、FAXにて下記までお知らせください。(倉澤)

FAX 03 - 3224 - 7382



# IPTP

Institute for Posts and Telecommunications Policy  
Ministry of Posts and Telecommunications

郵政研究所月報

第13巻 第10号 通巻145号 2000年10月1日発行

編集・発行 郵政省郵政研究所

〒106-8798 東京都港区麻布台1-6-19

TEL : 03-3224-7310 FAX : 03-3224-7382

URL <http://www.iptp.go.jp/> E-mail [www-admin@iptp.go.jp](mailto:www-admin@iptp.go.jp)



本誌の無断転用、複写を禁じます。